

第七十二回国会
衆議院
法務委員会議録 第十二号

昭和四十九年三月五日(火曜日)

午前十時十八分開議

出席委員

委員長 小平 久雄君

理事 大竹 太郎君

理事 田中伊三次君

理事 羽田野忠文君

理事 横山 利秋君

理事 井出一太郎君

理事 早稲田利右衛門君

理事 八百板 正君

理事 沖本 泰幸君

出席国務大臣

法務大臣 中村 梅吉君

出席政府委員

公正取引委員長 吉田 文剛君

事務局長 熊田淳一郎君

公正取引委員長 川島 一郎君

法務省民事局長 小松勇五郎君

通商産業省産業政策局長

委員外の出席者

公正取引委員会 事務局長 妹尾 明君

公正取引委員会 第一審査長 田中啓二郎君

大蔵大臣官房審議官 渡辺 喜一君

大蔵省主税局長 伊藤田敏雄君

大蔵省主税局税制第一課長 佐野 宏哉君

農林省畜産局牛乳乳製品課長 松本 卓矣君

法務委員会調査室長

委員の異動

三月五日

第一類第三号

法務委員会議録第十二号

昭和四十九年三月五日

第一類第三号

法務委員会議録第十二号

昭和四十九年三月五日

第一類第三号

辞任

山田 太郎君

補欠選任

矢野 絢也君

同日

辞任

矢野 絢也君

補欠選任

山田 太郎君

本日の会議に付した案件

商法の一部を改正する法律案(第七十一回国会開法第一〇二号)(参議院送付)

株式会社監査等に関する商法の特例に関する法律案(第七十一回国会開法第一〇三号)(参議院送付)

商法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案第七十一回国会開法第一〇四号(参議院送付)

○小平委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、参議院送付、商法の一部を改正する法律案、株式会社監査等に関する商法の特例に関する法律案及び商法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案の三案を一括議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。横山利秋君。

○横山委員 大臣がおられるのでありますから、少し、本質的に関係がございますが、一応それまで農林省と公取に行政指導とカルテルの関係について伺いたいと思います。

事は全国の牛乳屋さんであります。まず、事実関係に相違がないかどうか確かめたいと思ひます。

全国の乳業メーカーと牛乳屋さん、一月二十九日、大都市の各所において公取の一斉調査を受けました。約百人ぐらゐの公正取引委員会の職員

が一月二十九日朝一斉に調査をいたしました問題は、牛乳の小売り価格についてやみカルテルのおそれがあったということに基づくものだと思へられます。昨年生産者団体の値上げ要求があり、メーカーがこれをのみ、そしてメーカーは卸、小売り価格の改定を要求し、十一月ごろ、農林省畜産局牛乳乳製品課が全国牛乳商業組合に対して行政指導を行ない、牛乳屋が十円の値上げをしたいというのに対して、少なくとも並み牛乳は八円以下、加工牛乳は七円以下に押えよと行政指導をいたしました。十二月十一日、十二日、大阪乳業センターにおきましてこの小売りとメーカーの会合が行なわれた。そしてその翌日の新聞に、この会合で牛乳小売り値段の値上げが決定したと報じられた。これがやみカルテルを行なったのではないかと疑いを持たれたと思われるのであります。

以上の事実について、公正取引委員会及び農林省畜産局として事実関係について間違いがないかどうか、阿所の御意見を伺います。

○妹尾説明員 お答えいたします。

公正取引委員会は、お話しのとおり、本年一月二十九日、牛乳の値上げに関しまして牛乳メーカーそれから牛乳の小売り店の関係の団体等十八カ所に対しまして立ち入り検査を行ないました。立ち入り検査を行ないました被疑事実の概要は、これは先生御案内のとおり、昨年の十二月十二日に牛乳メーカーが販売店の団体と団体交渉を行ないまして牛乳の販売価格を協定した、これが一点でございます。もう一点は、牛乳のメーカーがスーパーに對する販売価格を一般の小売り店に對するよりも高い値段に引き上げる、こういう協定をした。こういう二点につきまして立ち入り検査を行ないました。

以上でございます。

○佐野説明員 お答えいたします。

農林省が行ないました行政指導は、法律上の権限なしに行なわれたものであるというのは、先生御説のとおりでございます。

それから物価安定政策会議から値上げ幅を圧縮

が一月二十九日朝一斉に調査をいたしました問題は、牛乳の小売り価格についてやみカルテルのおそれがあったということに基づくものだと思へられます。昨年生産者団体の値上げ要求があり、メーカーがこれをのみ、そしてメーカーは卸、小売り価格の改定を要求し、十一月ごろ、農林省畜産局牛乳乳製品課が全国牛乳商業組合に対して行政指導を行ない、牛乳屋が十円の値上げをしたいというのに対して、少なくとも並み牛乳は八円以下、加工牛乳は七円以下に押えよと行政指導をいたしました。十二月十一日、十二日、大阪乳業センターにおきましてこの小売りとメーカーの会合が行なわれた。そしてその翌日の新聞に、この会合で牛乳小売り値段の値上げが決定したと報じられた。これがやみカルテルを行なったのではないかと疑いを持たれたと思われるのであります。

以上の事実について、公正取引委員会及び農林省畜産局として事実関係について間違いがないかどうか、阿所の御意見を伺います。

○妹尾説明員 お答えいたします。

公正取引委員会は、お話しのとおり、本年一月二十九日、牛乳の値上げに関しまして牛乳メーカーそれから牛乳の小売り店の関係の団体等十八カ所に対しまして立ち入り検査を行ないました。立ち入り検査を行ないました被疑事実の概要は、これは先生御案内のとおり、昨年の十二月十二日に牛乳メーカーが販売店の団体と団体交渉を行ないまして牛乳の販売価格を協定した、これが一点でございます。もう一点は、牛乳のメーカーがスーパーに對する販売価格を一般の小売り店に對するよりも高い値段に引き上げる、こういう協定をした。こういう二点につきまして立ち入り検査を行ないました。

以上でございます。

○佐野説明員 お答えいたします。

農林省が行ないました行政指導は、法律上の権限なしに行なわれたものであるというのは、先生御説のとおりでございます。

それから物価安定政策会議から値上げ幅を圧縮

が一月二十九日朝一斉に調査をいたしました問題は、牛乳の小売り価格についてやみカルテルのおそれがあったということに基づくものだと思へられます。昨年生産者団体の値上げ要求があり、メーカーがこれをのみ、そしてメーカーは卸、小売り価格の改定を要求し、十一月ごろ、農林省畜産局牛乳乳製品課が全国牛乳商業組合に対して行政指導を行ない、牛乳屋が十円の値上げをしたいというのに対して、少なくとも並み牛乳は八円以下、加工牛乳は七円以下に押えよと行政指導をいたしました。十二月十一日、十二日、大阪乳業センターにおきましてこの小売りとメーカーの会合が行なわれた。そしてその翌日の新聞に、この会合で牛乳小売り値段の値上げが決定したと報じられた。これがやみカルテルを行なったのではないかと疑いを持たれたと思われるのであります。

以上の事実について、公正取引委員会及び農林省畜産局として事実関係について間違いがないかどうか、阿所の御意見を伺います。

○妹尾説明員 お答えいたします。

公正取引委員会は、お話しのとおり、本年一月二十九日、牛乳の値上げに関しまして牛乳メーカーそれから牛乳の小売り店の関係の団体等十八カ所に対しまして立ち入り検査を行ないました。立ち入り検査を行ないました被疑事実の概要は、これは先生御案内のとおり、昨年の十二月十二日に牛乳メーカーが販売店の団体と団体交渉を行ないまして牛乳の販売価格を協定した、これが一点でございます。もう一点は、牛乳のメーカーがスーパーに對する販売価格を一般の小売り店に對するよりも高い値段に引き上げる、こういう協定をした。こういう二点につきまして立ち入り検査を行ないました。

以上でございます。

○佐野説明員 お答えいたします。

するように行政指導を行なうようにという御意見が私どものほうに伝達されておりました。

それから行政指導を行なえば当然にやみカルテルになるかどうかということにつきましては、農林省としてはそういうことではないはずだというふうに考えておりますが、有権的な解釈を述べる立場にはございませんので、御了承ください。

○横山委員 それでは公取に伺います。

公正取引委員会としては、約百人、十数カ所に立ち入り調査をしたのでありますが、その立ち入り調査にあたって、農林省がそういう行政指導をしておるといふ事実を把握しておったかどうか、伺います。

○妹尾説明員 お答えします。

牛乳につきましては、加工用の原料乳につきましては法律に基づきまして農林省はいろいろ指導できるようにおつておるようでございますが、飲用牛乳についてはそういう特別の法律上の規定はないように承知いたしております。

それから立ち入り検査にあたりましては、新聞等でそういうふうな記事が出ておつたことは承知いたしておりましたが、農林省から特にそういう事実があったということについては聞いてはおりません。

○横山委員 委員長はじめ同僚委員にひとつお考えを願いたいと思つております。いまの二人の説明の中で事態は明白になりました。独禁法やあるいは不正取引を承知しております私どもにとりまして、大企業ややみカルテルならいざ知らず、町の牛乳屋さんが農林省に日参をして値上げをしてもらいたいという、農林省は、それは高過ぎる、物価安定の政策会議の意見もあることであるから、八円以下にしろ、加工牛乳は七円以下にしろ、しかもそれは統一的にでなくて、それを最高標準価格にしろ、こういうふうな説得をした。それに對して牛乳屋さんの言ひ分によれば、確かに大阪で十二日に会議はした。会議はしたけれども、こういう農林省の指導があるということ連絡をして、情報を提供してそれで解散をしたはず

だと主張をしておる。もし、独禁法やいろいろなことを知つておる私どもにしてみれば、そういうふうな農林省からこういう話がありましてよ、はいさやうならんといつて散会しておれば、独禁法の問題は起こらない。これはよくわかる。よくわかるけれども、そういう法律の解釈というものはたして中小企業団体の中にそのままで浸透しておるかどうか、お役所の言ひ分というものを聞いて、そこまで、八円以下なら、七円以下ならよろしいと言われたことについて、ああそうですかといつてそれを腹におさめてそれが実行された。しかも實際執行価格を調べてみますと、八円以下ではない、さらに一円安、二円安、三円安というふうな全国ばらばらになっておる。これは牛乳ばかりではありません。いまの値上げムードの中で、各省が行政指導をもつて、しかも法律的根拠によらざる行政指導をもつて業界、中小企業界を行政指導しておるというところは、牛乳のみならずあらゆる問題がそうではないか。それを、公正取引委員会が存在は知らないとはいわなければ、そういう人も、役所の行政指導についてまあ服従をし、それを実行したものに對して、百人、十数カ所にわたる全国一斉の立ち入り調査が行なわれた。これはどういふふうな理解すればいいのかということなのであります。

私が指摘したい第一は、**一体産業局として**そういう指導をするときに**独禁法**のものを承知しておるならば、**独禁法との関係上**この扱いについてはこうしなければならぬといふことについて十分に組合の諸君あるいは関係者に対して事実を知らせなければならぬのではないか。それが行なわれておつたならばかかるとはあるまいにということが考えられる。それが第一点。

第二番目に、公正取引委員会と役所の関係であります。公正取引委員会がいま非常に世間の期待を集めており、公正取引委員会の活動が断固として行なわれることが期待されておる。私どもも公取の今後の活動を大いに期待したいところであり、期待したいところではあるけれども、今日

の役所がほとんどいいほど行政指導をしておるといふ事実について、おれの知らぬことだとはたして言い切れるかどうか。こういうことについて公正取引委員会として、大企業だとかそういう寡占企業はいざ知らず、中小企業の問題についてはいささかの考慮もなしで一体それでいいものかどうかという点について、それぞれの御意見を伺いたい。

○佐野説明員 お答えいたします。

私もどなたもいたしましては、値上げの話が起こりまして以来、一般論としては独禁法に抵触するやうな行為のないようにといふことは業界にも申し出ておりましたが、先生の御指摘を拝聴いたしましたので、なお十分な努力が足りなかつたのではないかと反省をいたしております。

○妹尾説明員 お答えします。

これは一般論でございますが、業界が協定等を行ないます場合に、法律上の根拠に基づいて行なわない限りこれは独禁法の関係で違法なカルテルとなる疑いがあるわけでございます。

それから行政指導につきましては、法律の根拠に基づかない限りはそういう問題があるわけでございます。この問題についてこれは違法なカルテルではないか、こういうことが正式に問題になれば、私どもとしては調査をせざるを得ない立場にあるわけでございます。調査をするにあたりましては、これは事前に外部に調査をするといふことを明らかにいたしますと、調査をいたしても、特にカルテルにつきましては証拠の収集が困難である、こういう事情がございます。

それから牛乳の問題につきましては、これは牛乳メーカーと小売りの組合との間の牛乳の販売価格についての団体交渉のほかにもう一点、先ほど申し上げましたが、スーパー向けに特に割高の価格で出す価格協定をやつておる、こういう問題もあつた、こういう事情がありまして、ああいう形で立ち入り調査を行なつた、こういうことでございます。

○横山委員 もう一回公取に伺います。

農林省のみならず各省すべてであります。いまこの物価値上げの状況であるから各省が行政指導をしておる。その行政指導が八円以下が適当であるか七円以下が適当であるかについては私どもも大いに議論があるところではある。しかし一斉に各省があらゆる品目について行政指導をしておるのが今日の事態であることは、公正取引委員会としても事情は十分おわかりだと思つております。

問題は、いまの独禁法のたてまえからいって、行政指導が法律的な根拠によらざる場合においてそれを金科玉条にして申し合はせをすればやみカルテルになるというところは、これは法律の解釈として動かしがたいところではあるうと思つたが、行政指導があつた、八円以下、七円以下であつた、はいさやうならんといふことになればそれはいいといふことだと私は思つておる。それです。そこで公正取引委員会として役所がそういう全般的に行政指導をしておるといふ現実を認識をする場合に、公正取引委員会として全く役所と関係なく、まことに自分の思ひままに連絡もなく行なつて差しかねない、こういうふうにお考えな

んでありましようか。たいへんこれはむずかしいところだと思つた。公取と役所とが癒着をしてもらつては困る。困るけれども、あらゆる業界において行政指導が行なわれておるといふ今日、あらゆる業界において行政指導をやみカルテルの問題が普遍的に存在をしておるといふこともまた私は事実であらうと思つた。その点は単に公取を責めるばかりではなくて役所側にもいふ言つたやうに反省を求めたわけでありまして、事中小企業の問題についてはもう少し各省側と公取との間に統一見解のごときものがあつてしかるべきではないか、こういうことを考えるのであります。公取側どうお考えでありますか。

○熊田政府委員 ただいま妹尾第一審査長のほうから申し上げましたが、一般論をいたしまして行政の指導によりまして価格の設定といふことは誘導といふものです。こういうものはどうしてもその間にカルテル行為が介在しやすいわけございま

この解釈がおおむね国民的に納得の
 だと思ふのでありますが、それにもか
 かわらず、税理士の場合においては
 法律において中正の立
 ということが税理士法に強調されて
 います。中とは一体何であるか、私
 はかつて内閣総理大臣
 質問主意書を出しました。国民
 的に納税者として納得の
 ことは、税法というワ
 ク内においての納税者
 の権利なり利益なりを
 守るといふことであ
 ると思う。この点につ
 いて税理士法が現状
 即し得るようにこの
 中正の立場を削除し
 て、私いま言ったよ
 うな趣旨に基づいて、
 あるべき姿

税理士法を改正すべきではないか、こう考えているわけでありすが、主税局としてはどうでありましょうか。

○渡辺説明員 一定の業務範囲を限定いたしました、ある特定の資格を持った方々に独占的にその業務を遂行させる、そういう権利を与えると同時に、反面またそういう公共性に応ずる義務を付与しておるという点におきましては、税理士も弁護士も公認会計士も共通していると思ひます。ただ、税理士の場合は、他の弁護士とか公認会計士とや違ったニュアンスを持つておる。それが端的にあらわれておりますのは、税理士の場合は報酬をもらわなくとも、無報酬でその仕事をやるということについてもやはり排他的な法律構成をとつておるわけでございます。他の業種は無報酬の場合までも排除してはいない。これはやはり、税理士の業務にはそれなりの他と違った公共性ということがあるからではないかというふうに考えるわけでございます。結局、税金というのはある特定の納税者だけの問題に尽きない。特定の納税者の納税が適正に実現されないということは、結局他の納税者の犠牲においてそういうふうなことになるという関係もございます。また、国家財政というものの対する影響ということも当然考慮に入れないければならぬ問題でございます。そういうふうな関係で、税理士につきましては、たとえ無報酬であっても、それは税理士以外の者がやつてはいかぬのだ、それだけ税理士の仕事には公共性ということが強く要請されておるというふうに感ずるわけでございます。

○横山委員 ちつとも私の質問に対する答えになつておらぬ。税理士がただでやつてもいいからほかの人にやらしてはならぬ、そんなことは弁護士だつて一緒、公認会計士だつて一緒なのであります。私が言つてゐるのは、今日税理士というものを国民がどう理解しているか、自分の税務代理行為をしてもらう、そして、そのおれを報酬として出す、そして、まあ脱税の教唆をしてはいかぬけれども、節税のために努力をしてもらいたい、そ

ういうことが税理士に対する国民的認識であることは間違いない。なぜ中正の立場というのか、中正とは何か。一つの土俵場、つまり、税法という土俵場において常識的に納得できるのは、国を代表する税務署が一番高く取りたい、税理士は一番安く税金を納めさせたい、これは常識的に考えることなのである。それを話し合つて、税法のワケ内でここが妥当であらうということで、土俵のまん中でそれじゃ話がついたというのが、私はこれまた常識的なことだと思ふ。そのまん中がいわゆる中正の立場かもしれないけれども、一番出発点は、土俵の端と端とで、納税者の問題について税務署と税理士とが話し合うということが必要ではないか。したがつて、中正の立場でなくして、文字どおり国民的理解を得るために、税法のワケ内において納税者の権利を代表し、納税者の利益を守りながら、社会の発展に寄与する、こういうような理解がまことに私は妥協な理解ではないかと思ふ。あなた方は税理士というものを何か国税庁なり政府の出先機関、外郭団体、そういうふうな思ひがちなではないか。その気持ちが法律の中に中正な立場としてにじみ出ているのではないか、そういう感覚がもう間違つておると私は指摘しているのであります。重ねて答弁をいただきたい。

○渡辺説明員 税理士の職務というものは、究極すれば税法にきめられた納税義務を適正に実現するというに尽きるところでございませう。

納税義務というのは税法で定められておりますが、これはきわめて抽象的なものでございませう。しかし理論的には客観的な事実というものが存在すべきはずでございますが、それを税、会計の専門家たる税理士が、そういう知識のない納税者を手助けして、適正に実現するというのが本来の税理士職務であるというふうに考えるわけでございます。

で、その実現というのは、百であるべき税金が百十になるということはもちろんこれはいけないことでありまして、そういうことにならないよう

納税者を擁護するということは、当然税理士の最も重要な職務でございます。しかしまた逆に、百であるべきものが八十になるといふこともいけないうのでございまして、そういうものは税理士が一段高い立場から納税者を指導いたしまして、百を適正に実現するというのが税理士の職務であらうかと思ひわけでございます。

したがらして、税理士の職務というのは、納税者の依頼を受けて仕事をこなすわけではございませんが、完全に納税者の立場そのものではございませんで、一段高い専門知識を持った立場から納税者を指導し、税法に定められた納税義務を適正に実現していくというところにあるわけでございます。そして、そういうことを表現するために法律は中正の立場ということばを使つておるというふうに考えております。

○横山委員 あなたのとえはたいへん悪いのであります。百と初めからきまつておるという論理、前提に立つておる。そうではないのです。一つの個人あるいは会社がその税について税法上五十から百までの中で争う。法律上、税法上五十の解釈もあり得る、百の解釈もあり得る、国は百の立場に立ち税理士は五十の立場に立つ、そこから出発するのが普通なのであります。納税者が三十と言つておつたら、それはいかぬ、それは五十だといふのが税理士としては当然であらう、その点は認める。けれども、出発点はあなたのとえは五十から百にきまつておるのではない。五十から百までは税法で許される。その五十から百までの間に對してどういふ話し合いが行なわれるか。税理士は五十だと言ふ、税務署は百だと言ふ。そして話が始まるのがきわめて普遍的な条理なのであります。その五十の立場に一生懸命立つて、そして百の立場の税務署と話をするといふ意味において、納税者の権利を代表し、納税者から報酬をもらつて、税法上のワケ内においてその努力をするというのがあたりまえの解釈なのであります。あなたの言うのは初めから百があるような顔をしておる。神様でもあるまいし、だがが一

番最初に百だと言ひますか。あり得ない論理を持つては困る。

もう一つ、同じく税法上の税理士法の改正についての質問をするのですが、今度商法が改正になる。そして監査法人は監査と税務が両立しないといふことになる。そうすると、新日鉄とか三菱といふような大きな会社を担当をする公認会計士は、おそらく監査法人だと思ふ。監査法人が数人あるいは場合によつて数十人の補助者も使つて、その新日鉄の監査をします。一方税務と監査と両立しないから、税理士はその新日鉄なりあるいは三菱の税務を一人で行ふ、いまのたてまえはそうなつていますね、一人で行ふ。きわめてこれも論理的に矛盾があるではありませんか。八幡の監査は数十人で行ふ、八幡の税務は一人の税理士が行ふといふことについては私は非常に矛盾を感ずるわけでありませう。もしも監査といふものが、と同様に税務といふものも国家的な大きな問題であるならば、マンモス会社の税務が一人の税理士が一体できるだらうか。税理士は脱税を調査するわけにはいかぬ。しかし脱税があるとしたならば、それを適当に、適切に税法上の軌道に乗せるようにしなければいかぬ。一人の税理士が一体そんなことができるだらうか。そうなりますと、監査法人が必要であるならば税務法人もまた必要になつてきたのではないか、そういうことを考えるのであります。どうですか。

○渡辺説明員 現在、公認会計士についてだけ監査法人という制度があるわけでございますが、弁護士とか税理士にはそういう法人制度というものがまだ導入されておられません。しかしまあ経済の規模というものがだんだん大きくなりまして、複雑化してまいりますので、おっしゃるようなそういう方向での検討というのは私も必要かと考えております。

○横山委員 大臣がお見えになりましたので、問題の本論に戻らなければならませんが、私があなたに言ひたいことは、まだ税理士法改正の必要性という点について数点ございませう。数点ございませう。

○横山委員 大臣がお見えになりましたので、問題の本論に戻らなければならませんが、私があなたに言ひたいことは、まだ税理士法改正の必要性という点について数点ございませう。数点ございませう。

すが、少なくとも今日の税理士法が競争試験でなくして税務署から天下りで来た税理士と、それから一般、狭い門をくぐり抜けていった税理士と、その業務的な運営の違い、やり方、そして憲法に基づく不平等、そういうことを考えますと、この際税理士法を改正すべきである。政府は税理士法の改正の検討に着手すべきである。いろいろな過去のいきさつはあろうけれども、今日の経済情勢の大きな変化と、零細企業に対するいまの税務署のあり方と、大企業に対する税務署のあり方等々を考えてみて重点の指向について、税務の重点の指向のあり方についても考えられるべきであり、その点について税理士のあり方も考えられるべきであるという点から言うて税理士法の改正を検討に着手すべきである、私は痛切に主張しておるわけでありすが、いかがでございますか。

○渡辺説明員 先生のおっしゃるとおり、現行の税理士法が万全のものであるとは私も考えていないわけでございます、いろいろな問題がございます。

いまおっしゃった試験制度というふうな問題ももうすでに十年前に税制調査会からも必ずしも適切なものではないという答申もいただいておりますのでございます。また、世の中の経済というものが絶えず変動、流動しておるものでございますから、そういう意味からも法律というものは常に新しい目で見直していかなければならないというところは当然かと考えておるわけでございます。

ただ、税理士法の改正というものは税理士のあり方についての基本的な検討が必要であることは言うまでもございませぬ、さらに税務執行の面につきましても相当大きな影響を持つておる重大な課題でございます。税理士法のような職域法といいますが、職域法というものは、単に税理士の職場に限りません、他のものもろの各方面に非常に微妙な影響を持つ問題でございます。したがって、私どもとしてはまずそういうものもろの利害関係をどういうふう調整していくかというところから着手しなければならぬ、非常に根

の深い問題であるかと思ひます。決してサボっておるわけではございませぬ、そういう意味での着手は、商法もかりに無事通りますれば早速に開始したいと考えておりますが、税制調査会に具体的な案をはかるというふうな段階にはまだなかなか到達しないということではないかと思ひます。

○横山委員 回りくどいことをおっしゃつておるのですが、私もとしては税理士法の改正を始めよと言つてゐるのです。始めるのですか、始めないのでですか。サボるのですか、やるのですか、どつちかはつきりしてください。

○渡辺説明員 私が先ほど申し上げましたような意味でのものもろの關係の調整、全体がそういう雰囲気醸成されてきませんと、なかなかやつてみても成果があらぬというところもございまして、まずそういうものもろの雰囲気醸成していくというところから始めたいと考えておるわけでございます。

○横山委員 そのものもろというのは何だか私にはよくわかりません。

要するに、あなたの言いたいことはこういうことですか。法律改正になるような機運、その機運を醸成したい、こういうわけですか。

○渡辺説明員 そのとおりでございます。

○横山委員 わかりました。

もう少し時間がほしいところではありますが、大臣がおいでになりましたから……

大臣は、この間同僚議員の商法に関する質問の最後に、商法について、法務省として商法の改正をされる、商法についてさらに具体的に十分法務省としてその法律の目的が達成するように努力をしたい、表現がちょっと違つてゐるかもしれませんが、そういう決意を述べてくれましたが、一体その決意というのとはどういう事実、どういふ方式、どういふやり方という裏づけを持つてのお話でございませうか。それとも抽象的に何となくおっしゃつたのでありませうか、たいへん失礼であります、そのあなたのものの考え方を伺いた

い。

○中村國務大臣 御承知のとおり世の中は非常な速度で進歩したり、変化をいたしております。したがって、今回このような商法改正を提案いたしまして御審議をいただいておりますが、さらにわれわれといたしましては全般について検討を続けたい、かような意味で申し上げたのでございます。

○横山委員 私のお伺ひしたこと及び同僚委員が伺つたことはそういうことではなかつたやうなものでありますが、つまり私は今後の商法改正の問題でなくて、通過する商法についてその運用を十分法務大臣として強化をしたい、そういうふうな伺つたと記憶しておるのですが、そうでないのですか。これからの商法改正をさらに継続するという意味において熱意をお話しになったのですか、どちらですか。

○中村國務大臣 今回の改正は主として経理及び監査の面で改正をいたしておりますので、まだほかにも問題点は確かにございます。

たとへば五十八条のように非常に嚴重な規定があるにもかかわらず運用されてゐないものもございまして、これらの点につきましては今後とも引き続き検討を続けたい、かような意味でござい

す。

○横山委員 大臣は五十八条を例にとりになりました。私の質問の焦点もそこにあるのであります。五十八条というのは「裁判所へ左ノ場合ニ於テ公益ヲ維持スル為ニ存立ヲ許スベカラザルモノト認ムルトキハ法務大臣又ハ株主債権者其ノ他ノ利害關係人ノ請求ニ依リ会社ノ解散ヲ命ズルコトヲ得」という規定なんでありまして、商法は五十二條において「会社トハ商行為ヲ為スヲ業トスル目的ヲ以テ設立シタル社団ヲ謂フ」とあります。衆参両院を通じて会社の社会的責任というものが強く指摘をされてゐます。その意味において五十二條について改正をすべきではないか。単に商売をする、もうけるための社団であるというふう規定するには今日の経済状況か

らいつて適當ではないということがしばしば議論がされたわけでありまして。

念のために大臣に想起をしてもらいたいのではありませんが、今度の予算委員会で大企業がどんなことがあつたのか、新聞やテレビでお互に承知してゐるところであります、念のために商法審査のために列挙をいたしますと、石油連盟がカルテル行為をした。共同石油は減産指導をして私文書を偽造した。花王石鹼は花王レポートなるものをもつて虚偽の広告をした。アルミはやみカルテルをして独禁法違反の疑いを受けた。洗剤はシールを張りかえて独禁法や薬事法違反の疑いを受けた。そして出光は、集中排除法によつて持ち株制限をしたのだけれども、脱法行為をもつてまた株を集中して独禁法違反の疑いを受けておる。三菱商事は灯油の凍結価格に違反をする疑いを受けた。三井物産、三菱商事、住友商事は脱税の事実があつた。それから丸紅は農地法違反の疑いを受けた。ライオン油脂や花王石鹼は買占め売り惜しみを規制する投機防止法に違反をする疑いを受けた。松下は引き当て金で税法に対して脱税行為をした疑いを受けた。大昭和製紙は五回にわたるカルテル違反をやつた。住友化学や三井化学は、カルテル違反として独禁法違反五件の勧告を受けた。住友化学に至つては、今後は絶対にいたしませんという念書を入れているにもかかわらず、またやつた。昭石は自分のところをつくつた文書を裁断機にかけて、これを隠滅した疑いを受けた等々、枚挙にいとまがないこのような状況といふものをどう考えるか。これははたして今日の大会社、独占資本がやつてゐる希有な例であるのか。本質、体質によるものではないか。本質や体質によるものであるとするならば、商法五十二條はそのままで一休みのか、そういうことがしばしばわれわれが去年指摘したところなんでありまして、今日においてもますますその五十二條改正の必要が痛感される。その点を法務大臣はどうお考えになるかということが第一であります。

第二番目に、そういう五十二條でありながら、

商法は社会的責任ということをほとんどいっていない法律ではあるけれども、ただ一つ五十八条というものは、会社の解散命令というものをうたっている。この五十八条について歴代の法務大臣は一回もこれを利用したことはない。法務大臣が裁判所に対して請求をした事実というものは一回もない。一体法務省は五十八条を運用し得る体制にあるのかどうか。だれが一体五十八条を自分の仕事だと思っておるか。どのセクションが五十八条をおれのところの課の仕事だ、局の仕事だと考えているのか。だれもないではないか。五十八条は空文ではないか、そう考えるのでありましたが、この二点について大臣の御意見を伺いたい。

○中村國務大臣 第一点について申し上げますと、こういうような世の中の変動期に、いろいろと欠陥が暴露されたというように一口に言うこともできずとも思ふのです。したがって、商法のこれからの運用につきましては、今回の改正はもとよりでございますが、将来に向かひましても、商法上の商人あるいは商業を営む法人というもののについて、いろいろな角度から検討を非常に迫られておるような気がいたします。したがって、そういう方向に向かつて今後検討を続けたい、かように思います。

第二点でございますが、これは確かに「ばな」条文でありますけれども、その条文が活用された例がないというまことに遺憾なことでございます。ただ法務省として、法務大臣が解散命令を裁判所に要求するというようなことは、何か事件がありまして、その事件の捜査を通してその法人が非常に違法な法人である、あるいはこの五十八条に規定したような不都合な法人であるということが的確につかめない限りは、法務大臣として解散命令を要求するというようなことはできませんが、問題は、債権者とか利害関係者とかいう人たちが、最近ではいろいろ土地の問題なんかについては初めから違法覚悟のような法人も、新聞紙上を見ておられますとあるようにございます。したが

いまして、これからの時代におきましては、この五十八条を社会的にもっと債権者や利害関係人が活用するようになることを期待するといえます。か、希望するわれわれの立場でございます。しかしそういう五十八条のようなりっぱな条文があまり社会的に知られてはいなかったというところは、われわれ自身法律を勉強した者でもあまり関心を持たなかった条文でございますが、これからは社会的に大いにこういう条文について、法律の制度がある以上は、いかにしてこれを活用するかというところについて関心を高めていく必要がある、かように思っております。

○横山委員 それでは五十八条の解釈について、ほんとうにあなた方が五十八条を今後重視をして発動する気持ちがあるとしたならば、五十八条の解釈について伺います。

まず「公益ヲ維持スル為」という内容があります。ここでいう「公益」というものは何でありましょうか。公益といえはきわめて広い意味に使われる。狭義の意味もまたあるであらう。必ずしも国家社会全般の利益の意味に限らず、広く社会をめぐる利害関係人一般の利益を含むと解釈されるべきである、こう私は思います。そういう解釈でよろしいかどうかというのが一つ。

それから「会社ノ存立ヲ許スベカラザルモノ」という厳密な規定がありますが、「会社ノ存立ヲ許スベカラザルモノ」という判断、そういう条件というのはいくつものものであるか。また許すべからざる条件というのはいかなる条件であるかというのが一つであります。五十八条の一号から三号まではきわめて普遍的な条件であるが、この一号から三号までに該当すればいいのか、該当する上に許すべからざる条件というものがつくるのであるかどうか、その点を伺います。

○中村國務大臣 非常に専門的な問題でございますが、民事局長からお答えさせます。

○川島(一)政府委員 まず「公益ヲ維持スル為」の「公益」の意味でございますが、先生おっしゃったとおりの意味に考えてよろしいと思います。

それから「公益ヲ維持スル為会社ノ存立ヲ許スベカラザルモノト認ムルトキ」、この「会社ノ存立ヲ許スベカラザルモノ」というのはいかなる場合かと申しますと、他の手段をもってしては会社の反社会性を除去することができないとき、こういう意味でございます。たとえば取締役を解任するとかあるいは損害賠償、刑罰、営業停止といったような措置によってもなおかつ会社の反社会性を除去することができない、こういう場合の最後の手段として解散命令が認められておるわけでありまして、そういう場合に初めて「会社ノ存立ヲ許スベカラザルモノ」と認められる、こういうふうに考えるわけでございます。

それからこの五十八条の一号、二号、三号の各号に該当する場合のほかに、さらに「公益ヲ維持スル為会社ノ存立ヲ許スベカラザルモノト認ムルトキ」という要件が加わって必要であるかどうかという点につきましては、そのとおりでございます。一、二、三、四の要件に形式的に該当する場合でありましても、そのほかさらに最初に申し上げましたような「公益ヲ維持スル為会社ノ存立ヲ許スベカラザルモノト認ムル」、こういう要件が必要になってくるわけでございます。

○横山委員 五十八条は、法務大臣が裁判所に請求をするという法務大臣の権限義務が一つ、それから「法務大臣ヨリ書面ニ依ル警告ヲ受ケタルニ拘ラズ法令若ハ定款ニ定ムル会社ノ権限ヲ」という法務大臣の警告義務、警告権といえますか、その二つがあるわけでありまして、私がいま五十八条を真に運用するとしたならば、いま質疑応答いたしましたような五十八条運用体制というものが、いま法務省にないではないか。一体、いまお答えになったように、「公益」とは何だ、「会社ノ存立ヲ許スベカラザルモノ」とは何だ、法務大臣が請求する場合とは何だ、法務大臣が警告を発する場合、条件というのとは何だということについて、何らの公的な省令なりあるいは政令なりそういうものがなくて、五十八条を運用するといったところ、これは絵にかいたばかりである。この際、

五十八条運用体制について、法務省はしっかりした基盤、体制をつくっておくべき必要がある、そう思うが、大臣はいかがですか。

○中村國務大臣 大体この条文をよく読みますと、各関係官庁がそういうような事実を知ったから法務大臣に通知をして、それから法務大臣はそれを受けて処置をする、警告をしたり解散の請求をしたりという手続になっておるように思うのでありますが、お説のとおり、これだけの条文がありながらその体制がないということは、まことに遺憾なことでございます。各省及び法務省として、そういう体制を今後時代の進展に伴って整えていく必要があるというように感じております。

○横山委員 公取に伺います。

非訟事件手続法第十六条 検察官への通知義務「裁判所其他ノ官庁、検察官及ヒ公吏ハ其職務上検察官ノ請求ニ因リテ裁判ヲ為スヘキ場合カ生シタルコトヲ知リタルトキハ之ヲ管轄裁判所ニ対シテ検察官ノ検察官ニ通知スベシ」それから百三十四ノ四、法務大臣への通知義務「第十六条ニ規定スル者ハ其職務上商法第五十八条第一項ノ請求又ハ警告ヲ為スベキ事由アルコトヲ知リタルトキハ之ヲ法務大臣ニ通知スベシ」、この非訟事件手続法をなぜ公取委員会が実行しないのですか。

○熊田政府委員 私、担当でございませんで、ちよつとお答えしかねます。

○横山委員 担当でないからといったところで、この非訟事件手続法というのは厳然たるもう疑いをいれない文章であつて、法務大臣の通知義務「第五十八条第一項ノ請求又ハ警告ヲ為スベキ事由アル」ととき、これは請求というのとは解散命令である、警告というのとは法令違反の場合の警告である。明らかに、先ほど申し上げたようなカルテルの違反行為だとかあるいは公取が今日までさまざまな立ち入り調査なりあるいは処分をしたものは、すべて非訟事件手続法百三十四条ノ四に該当するものだ。あなたは手元に非訟事件手続法あり

ますか。ありますね。それを読んで、どうお考えになる。

また、法務省としても、この非訟事件手続法というものが、あなたのほうの管轄になるとするならば、どうして一体この両条の運用を法務省として、もし公取なりあるいは関係官庁が何も言っていないならば、なぜ言っていないとなぜ注意をなさるのですか。そういう気持ちで両省とも全然ないのですか。これは空文ですか。やろうと思えば、幾らでもやれる方法があるじゃありませんか。なぜやらないのですか。

○川島(一)政府委員 まず警告の要件でございすが、これは五十八条の三号にございすように「会社ノ業務ヲ執行スル社員又ハ取締役ガ」「法令若ハ定款ニ定ムル会社ノ権限ヲ超越シ若ハ濫用スル行為」をしたとか「刑罰法令ニ違反スル行為」をしたということが、一つの要件になるわけでございますが、それとともに、警告をしてもなおその行為を継続する場合には、先ほど申し上げましたような公益を維持するために会社の存立を許すべからざるものと認められる、こういう状況にあることが必要であると思ひます。

ところで、先生御指摘になりましたのはやみカテルの問題であると思ひますが、この事件につきましては現在検察庁において捜査中でございますし、この業務を執行する取締役がどの程度関与しておるか、はたして刑罰法令に違反する行為と認められるかどうかという点が、まだ最終的に決着がついておりません。さらに、先ほどの公益上の要件といった点につきましても、これは相当むずかしい判断が必要になると思ひます。そういう現在のいろいろな状況から見まして、この段階においてそういう措置をとるといふのは、少なくとも新聞記事によって私ども承知しておるわけでございますが、その程度で警告を発するということはまだ適当でない、このように判断いたしましたわけでございます。

○横山委員 民事局長、十六条をもう一べんお互いに読みましょう。「裁判所其他ノ官庁、検察官

及ヒ公吏ハ其職務上検察官ノ請求ニ因リテ裁判ヲ為スヘキ場合カ生シタルコトヲ知リタルトキハ」とある。「公吏」が入っているのですよ。別に裁判所の判決がなくてもいいのですよ。検察官が裁断をしたあとでなくてもいいのですよ。その前に、十六条によって通知の義務が発生する。そうして、百三十四条は「第十六条ニ規定スル者ハ其職務上商法第五十八条第一項ノ請求又ハ警告ヲ為ス」警告というのはカルテル違反を五回も受けているのですよ、その会社は。そうだとすれば最終的処分を、警告をするかいかにかかわらず、少なくともそういうようなことについては百三十四条ノ四、十六条の発動は当然あつてしかるべきではないか。なぜ通知をしてこないのか。なぜ通知をしない。そういう問題が非訟事件手続法によってなされるべきではないか。それをあなたは何とかして十六条や百三十四条の発動をしたくない、むしろしたくないという気持ちが動いている。今日の事情から言うならば何とかして欲しい、させなければならぬ、なぜそういう気持ちにならないのですか。解釈に幅があるとしたならば、今日の事態、商法の運用なりあるいは大会社に対するそういう違法行為、違反行為については、法律に現にあるのだから、あるものを活用して違法ではないのだから、適当なんだから、やる気にならなければだめですよ。あなた方自身が勉強不足でサボつておつて、国会で指摘をされたら、いや、それはやらなくてもいいのです。やってもいいのですよ。やってもどうして違法なんですか。お互いに公取にしたってあるいは法務省にしたら、関係各省にしたら、今日の事態について、商法の運用についてまじめじゃないですよ。だから、どんな法律ができましようとも、そこに魂を入れなければだめだ。この間、法務大臣は最後に同僚委員の質問に答えて言われたことは、商法運用に魂を入れると私は理解した。どうも間違つておつたらしい。こんなことではだめじゃありませんか。

○川島(一)政府委員 決して商法の運用をサボっているというわけではございません。要件に該当

する場合には断固としていたします。ただ、先ほどから御説明を申し上げておりますように、法律の要件というものはやはり無視するわけにはまいりません。この解散命令という手続は、会社の消滅を来すという……(横山委員)解散命令の前に警告がありますと……重要な問題であります。そうして、その警告は解散命令の前提要件としてなされるものでありますから……

「横山委員」そうばかりいへぬ、そういう解釈をして逃げようとしているのだ、それが逃げている手段だ、方法だ」と呼ぶ。

○小平委員長 ちよつと聞いてください。

○川島(一)政府委員 解散命令の前提手段であるというふうには考えられますので、現在事態が必ずしも明白ではございません。私どもの立場におきましては、事態は必ずしも明白ではございません。また、直接この事件に関与しておられる公取あるいは検察庁からの通知もございません。そういう段階におきまして、新聞記事のみによって法務省が動き出すというわけにはまいりません。そういうことでございします。

○横山委員 新聞記事によって動くわけにはいかぬとおっしゃる。しかし、牛乳屋さんの話は、十二月十三日新聞記事でそこで決定したと報道されたのが、公取が動き出す一つの要因であつたと私は見ているわけだ。新聞というものをどういうふうには判断するかは別だ。しかし、現に事実が報道されたときに、役所から言つてこぬから新聞だけでは動かぬ。非訟事件手続法があつても、なおかつこれは何の通知もしてこぬ。通知してこぬのは、通知するつもりであるけれども、通知せぬのではない。知らないから通知してこない。そうだとお思いませんか。どうも公取のいまの話では、そういう手続があつたといふことは知らなかったんだという顔をしてみえる。知らせるのはあなた方の責任じゃありませんか。こういう場合には知らせるべきですよ。非訟事件手続法があるので、それによつてこつとも管下、各官庁に伝わっていない。そういうことを私は指摘している。通知

文があるということ、存在を、そして通知しなければならぬ義務の事実を履行せしめるように商法の運用をしる、こう言っているのです。どうも川島さん逃げてばかりおるのですが、法務大臣、私の言うことおわかりでしょうね。では、あなたの政治的判断のある御答弁をお願いします。

○中村國務大臣 いまの横山委員の御指摘の非訟事件手続法の規定は、法律体系からいへば一種の訓示規定だと思ひますが、(横山委員)違つてよと……訓示規定だと思ひますが、規定がある以上はできるだけ各官庁及び官公吏はそれを守るべきであると私は思ひます。従来社会情勢がそういうことになつていなかつたのでみなうかつにきたのが現実ではないかと思ひます。ですから、最近の社会情勢、ことに石油危機以来の社会情勢というものから見ますと、これら訓示規定を最高度に活用して、効果あらしめるようにするのが本来ではないか、かように思つております。

○横山委員 局長、大臣に手続規定を見せてあげなさい。それが訓示規定だといつたら取り消しをせんならぬ。ちよつと見せてあげてください。何が訓示規定だ。それは取り消しだ。そんなことは子供でもわかる。訓示規定だなんてばかなことを言われてもだめだ。

○川島(一)政府委員 非訟事件手続法第百三十四条の四の規定、これは大臣が訓示規定というふうにし上げたわけでございますが、大臣の申し上げた御趣旨は、この規定に違反した場合の罰則がないといふことを言つておられるのであらうと思ひます。(横山委員)そんな助け舟はだめだ、訓示規定ではないといふことだけははっきり言ひなさい」と呼ぶ(訓示規定というものはことばが適当でないという御意見ももつともであらうと思ひます。

○横山委員 御意見もじやない。あたりまえのことじやないか。だめだ、大臣、取り消しなさい。これは率直に取り消したほうがよろしい。

○中村國務大臣 私ども実は法律はこれは強行規定であり、それから、そういう罰則等の伴わな

いものは、法律にいろいろ書いてありますが、それらは訓示規定であるというような解釈できたものですから、私はたぶん訓示規定であらう、こう申し上げたのですが、あるいは解釈上どういうことになりませんか、その点もし取り消したほうがよろしければ取り消しますが、どうもこの規定には罰則がないようでございますから、さような感じを申し上げたわけでございます。横山委員がそれは訓示規定じゃないのだ、強行規定だ、こうおっしゃれば、私のほうは勉強も足りませんから取り消しも苦にはいたしません、さような解釈から起こったものであるということを御了解いただきたいと思ひます。

○横山委員 何だか歯切れが悪いな。どこの法律にお役人に対して「すべし」といっておいてお役人に対する罰則規定のある法律がありますか。ほとんどないですよ。民間に対しては「すべし」といったら罰則規定がある。お役人に対して「すべし」といって罰則規定のあるのは少ないのです。これが日本の法律の悪いところなんですけれども……。だけれども、少なくともこの十六条と百三十四条というのは「通知スベシ」となっている。「検察官ニ通知スベシ」となっている。ですから、罰則がないからこれは訓示規定なんてばかなことを、法務大臣ともあらう方がおっしゃるものではないですね。

日本アイ・ビー・エムは先般財務内容を公開いたしました。この日本アイ・ビー・エムが商法の規定に反する——商法二百八十三条で計算書類の公告を義務づけ、違反した場合には最高三十万円の過料を支払うことになっておるのにかかわらず今日まで日本アイ・ビー・エムは財務内容を公開していませんでした。この点について、今度公開に踏み切ったことはいいでしょう。けれども、こういうことは、商法二百八十三条におまえのころは違反しておる、罰金をとるという責任のあるところはどこですか。

○川島(一)政府委員 御指摘のとおり、過料に該当する行為であります。これは利害関係人が裁判

所に申し出るのが通常の手続でございます。

○横山委員 そうすると、商法二百八十三条に該当をしておいても法務省は申告がなければ知らぬ顔である、こういうことをおっしゃりたいのですか。

○川島(一)政府委員 貸借対照表をどの会社がサボっておるか、貸借対照表の公告をどの会社がやらずにいるかというところは、一々調べておりません。また、調べられるものではないと申します。これは何のためにするかと申しますと、株主とか債権者とか、そういった利害関係人に知らせるためであります。したがって、その公告がなされなかったことによる不利益をこうむった利害関係人が裁判所に申し出るというのが商法の期待している手続であります。

○横山委員 もう一ぺん聞きますが、二百八十三条違反の罰金を取るお役所はどこですか。

○川島(一)政府委員 罰金ではございませんで、過料でございます。これは裁判所が徴収いたします。

○横山委員 そういう行政事務をつかさどっているところはどこですか。つまり、私の聞いているのは、民事局なり法務省は、この運用について、私の所管じゃありません、そういう法律が実行されておらなくても私の知ったことじゃありません、こういうつもりか、それとも私の所管でございますというのですか、どちらですか。

○川島(一)政府委員 一般の私人間の関係でございますから、直接これに關与する役所というものはないように承知しております。

○横山委員 私が先ほど大臣に質問をいたしました、商法というものの、そしてまたその中で先ほどくどくど言った公益というものの、そういうものについて解釈を確かめたのは、そういうところに基盤があるわけでありまして、公益というものを今日の株式会社は利害関係者は狭義に考えられるべきではない。国家、社会に対する責任も持っている。それから消費者に対する責任も持っている。狭義の意味の株主とか、狭義の意味の会社役員

だとか、そういうものに限定されるべきではないという点について、先ほど民事局長も同意をせられたと思うのであります。今日、財務内容の公開をするということが、広く皆さんの利害関係者、広範な社会的責任、そういう意味において感じられなければならないことであらうと私は思う。民事局長のお話によれば、商法二百八十三条の運用は私の所管ではない、法務省は関係ない、狭義の意味の利害関係者がおそれながら裁判所に訴え出るだけの話だ。そういう解釈が今日時点の経済、今日の状況からいって適当だと思われれますか。私はいろいろと例証をあげてきよう言っておりますが、商法というものの改正は法務省担当である、しかし商法を運用するには、おれのところは全然関係ない、どうもこういうことが言いたいのであります。現にそういうような運用をする体制もセクションもありやせぬ、どうもそういうことが言いたいらしいのであります。それで、一体われわれがこの基本法である商法を議論しておいても、うどん屋さんやあるいは八百屋さんに何も株主總會をやらなければ罰則を科するという意味で言っているのじゃありませんよ。しかし大企業の方、二百八十三条に違反してもちつとも知らぬ、こういうようなところが方々にあるのかかわらずおれの知らぬこつちやというやうな性質、体制、そういうシステムというものが私にはがまんがならぬ。何のために一年も二年も三年もわれわれは商法を議論しておるのかということなんでしょう。どうですか、私の言うことが間違っていますか、大臣。

○中村國務大臣 確かに、公益ということと利害関係者のみではないということはおっしゃるとおりだと思ひます。ただ、民事訴訟法といひますか、あるいは裁判のたてまえからいひますと、利益なければ訴権なしという原則がありますように、やはり何らかの利害関係のある人がその主張をしてくれませんと、一般的にはなかなか事態を把握しにくい状況にあると思ひます。

ただ、お話しのように、商法の運用全体からいいますと、われわれいままでも世の中が安泰過ぎて不勉強な点なりあるいは怠慢な点が多々あったと思うのです。しかし世の中が最近のような激動期に入つてまいりますと、さらにその法律の運用についてもっとも勉強し、あるいは足らざる点を補つて万全を期する努力をする必要がある、かように私は痛切に感じております。

○横山委員 どうぞひとつ、痛切に感じておるだけじゃなくて、法務大臣として、商法運用について法務省が責任を持つように、責任を持つということは執行体制ができるように、そして法解釈を川島さんの言うような狭義じゃなくて広義に解釈して、商法を運用することによって大企業の独善や——予算委員会でもるもの問題があるときに、法務省は関係ないという顔をなさるなようにしてもらいたい。本来あいつことこの発生する根本原因というものは商法である。商法の基礎が感じられなければならぬ。

次に、企業会計原則について伺ひます。衆参両院を通じて、商法それ自身ではないけれども、企業会計原則が密接不可分な問題としていぶん議論されました。この議論というのは両院の附帯決議にもあらわれておる。いまその内容については私は再度いろいろ言うつもりはありません。しかしながら、衆参両院の附帯決議及び膨大な質疑を率直に考えて、この際、企業会計原則修正案については企業会計審議会であらためて再検討すべきではないかと、私は痛切に思うのであります。

衆参両院の審議の様態を端的にいひますれば、継続性の原則、それから引き当て金の問題、いろいろあるけれども、私はその二つに尽きると思ひます。正当な理由なくしてということばを削除した。議論としては、正当な理由というところは、神さまでもあるまいし、何が正当かわからぬから、書いておいても書いておかなくても同じこつちや、変更したときには理由を付記すればそれでよろしい、こういう論理であります。予算委員会の

いろいろな議論を皆さんもつづきに御存じだと思
うのでありますけれども、ああいう議論を通じて
みて先ほどあげたような各社の状況を考へてみま
すと、株主は一体どちらが財務内容の公正な状況
を知悉できるかという点についてやはり重大な疑
問が残ると思つております。真実を把握するの
に、粉飾決算を防止するのに、配当金の操作を見
破るのに何が一番適當であるかという点につい
ては、継続性の原則と引き当て金の問題について
いふん私は議論が残るけれども、いまここでその
二つについてもう一ぺん議論を再開するつもりは
ありません。時間がございませぬ。しかし、衆参
両院を通じての質疑と附帯決議の精神を踏まえて
みますと、この国会の附帯決議の院議となつた状
況と今日の大企業の状況をもう一度照らし合はせ
てみまして、企業会計審議会はあらためてこの審
議内容も十分審査をして、そして修正案について
再検討をすべきである、こう考えますが、政府の
考えを伺いたい。

○田中説明員 お答え申し上げます。

ただいまおっしゃいましたとおり、企業会計原
則修正案に關しましては、確定前にいま一度見直
しをしようと考えております。

○横山委員 率直にお考えを披露していただい
てつこうであります。くどくは申しませんけれど
も、企業会計原則につきましては、今日の情勢下
において私もさういふ、右から左からいろいろ
な意味で議論をいたしました。この企業会計原則
というものは、将来を考へてみますと、いま日本
だけで済めるのか、国際的な共通点を見出して
いく必要性も将来は起ると思つております。で
すから、長年の努力ではあるけれども、衆参両
院の審議を踏まえて、主として継続性の原則と引
き当て金を中心にして、いまお話しになりました
ように再検討をされるということでございますか
ら、それを了承して次の質問に移りたいと思いま
す。

外国の公認会計士と日本の公認会計士との関係
であります。いま日本に五十人ばかり外国の公認

会計士が、日本の公認会計士試験に受かつて存在
をしておるといふ話であります。昔、いまのよう
に公認会計士制度が日本において発展をしていな
いときならいざ知らず、今日、日本の公認会計士
の諸君がいろいろと努力をされておる状況から考
えますと、いまごろ外国人が日本の公認会計士試
験の受験ができるという必要性はないのではない
か。現に各国は公認会計士試験に外国人をどのく
らい受験資格として認めておるか。私が調べたと
ころによりますと、米国では二、三州しか受験資
格がない。あと各国を調べてみますと、日本のよ
うにやれるところはほとんどないといふ話であり
ます。最近そういう世論がありまして外国人の試
験をやつていないやうであります。私が常識的
に考へまして、外国でつづきな公認会計士とい
えども、日本語ができるわけではなし、日本にお
いて日本の法律に通曉しているわけではなし、そ
う考へますと、この際外国人の日本公認会計士受
験資格というものをもう削除してもいい時期では
ないか、そう考へますが、いかがです。

○田中説明員 この制度は、公認会計士制度がで
きました際、その十六条の二として設けられたも
のでございますが、おっしゃいますとおり、四十
六年四月以降一回この資格試験というものは行
なれておりません。当初はそういう外国公認会
計士によつて国内に刺激を与え、適正な監査に役
立たせるといふ趣旨もございました。また、三十
七年には公認会計士審査会というところの論議
で、やはりまだこれはあつてもいいやないかとい
う結論だつたのでございますが、そのときから
十年以上経過しております。最近四年一つも行
なつていないといふことにかんがみまして、われ
われのほうといたしましては、公認会計士審査会
にどうしたものかという付議をしてみてもいいの
ではないかと考へております。

○横山委員 せひひとつその線で検討願ひたい。
それから二つ目は、ADR監査なんでありま
す。外国に本社を持つ会社が日本において上場す
る、このときに外国に本社を持つ外国企業はその

国の外人の公認会計士が、その本国の公認会計士
が監査をする。しかし、日本の商法監査なり証取
法監査からいふならば、日本の公認会計士、日本
で資格をとつた公認会計士でなければそれは受け
付けられない。そのためにどういふことが起こつ
ておるかといふと、外国の公認会計士のパー
トナーとして日本の公認会計士が名義だけ實際や
つてゐる、實際問題として、本國で外国人がや
つた監査結果を、まあそういうことを言うたいへ
ん失礼ではあります。調べに行くわけにもいか
ぬ、だから英語を日本語に翻訳をして、多少の念
意をして、そうしてそれを届け出る。つまりある
意味で、極端に言えば名義貸しが行なわれてお
る。私はそれが適當でないと思ふ。適當でない
が、それが逆の場合はどうであらうか。たとえ
ばソニーのような会社が外国で上場をする。その
場合に日本の公認会計士がソニーを行つた監査
結果というものが逆に外国でそのまま尊重されて
おるかといふと、あらためて全部外国の公認会計
士が外国からやつてきて、その外国の法律に基
いてソニーを監査する。日本の場合、日本に本社
があるものは二重監査をされる、外国に本社があ
るものは形式的、名義的な監査を行なう、私はそ
れが実態ではないかと思ふ。そういうことは、ま
あ極端なことはいいますと國辱である。この状況
を先進國諸國で是正をする必要がある。その是正
の理想的形態としては、租税条約のような國際会
計監査条約のようなものを締結をする。私はかつ
て日米安保条約のときに審議をした記憶があるわ
けですが、自由人の職業について相互主義、そう
いう条項があつたと私は覚え書きか何かで理解を
しておる。まさに公認会計士の職務の外国と日本
との關係について相互主義をひとつとつたらどう
か。そのためには國際會計監査条約のようなもの
をひとつ提起してみる、結んでみる必要がありは
しないか、こう思ひますが、いかがですか。

○田中説明員 お答え申し上げます。

外国の企業が東京の証券取引所に上場するよう
な場合どのような基準によるか、これにつきまし

ては、外国の法令、慣行等、外国の基準によるこ
とが日本の投資家保護上適當であると認められる
ときはそれによつてもいいといふことになってお
ります。ただし監査に關しましては、法律のたて
まがおりますので、あくまで日本の公認会計士
が最終責任を負わなければならぬ。ただし、外
國に行つて監査証明資料に目を通す場合には、外
國の信頼があり、経験もあり、かつ当該会社と利
害關係のない外國の會計監査人から資料を出して
もらつて、その日本の公認会計士の心証形成に役
立たせる。しかし最終的な責任、特に虚偽記載云々
に關しましては、御高承のとおり民事責任がか
ぶせられておりますので、それは日本の公認会計
士が負わなければならぬといふことになつて
おります。ただ、まだ経験も浅うございしますから、
あるいは形式的だとか名義貸しだとかいふそしり
を免れない点もあるとすれば、この点は質的
に充実に、そのようなそしりを受けないように
していきたいと考へます。

第二点の、条約によつてこれを徹底させたらど
うかという点でございますが、御承知のとおり日
本の開示制度ないし監査証明制度は、世界の中で
アメリカと並んできびしいものでございます。ヨ
ーロッパ等はこれが非常に基準が低いもので、そ
の面ではいささかちんばになるおそれございま
す。そういうことからいいたしまして、むしろ日
本の監査能力を高めて、先ほどの形式的な名義貸
しに陥さないといふやうになつて、そうしてそれぞ
れの國の公認会計士が責任を持つてやるといふほう
が、全体から見て公正妥當を期し得られるのでは
ないか、かように考へております。

○横山委員 この問題についてはもう少し詰めた
いのであります。時間がございませぬから……。
私の提起した問題が理想形態としては私は望ま
しいことだと思つています。しかも、先ほどち
よつと触れましたように、監査といふものが、多
国籍企業が非常に多くなつておる今日、それから
将来また企業会計原則にしても、國際的にやはり
共通点を見出さなければならぬといふ問題が生

じてくると思われる今日、いまいろいろの問題がありましようとも、当面いたします第一点としては、名義貸しの問題がある。私は日本の公認会計士が外国へ行って本社の監査をするというところがどの程度できるかということについてはやはり疑問なしとしないけれども、同時に外国人が、日本の公認会計士のやったことについてこれを信用しない、日本へわざわざやってきて二重監査をするという問題、それからもう一つは、外国人がやったものを日本の公認会計士がやる場合に、法的にはその人の個人の責任になる。監査法人でやっても個人でやっても個人の責任になる。その責任というものはどういうふうにきちんとしておるのか。パートナーである公認会計士と外国の公認会計士との実質的雇用契約なのか、本社である企業との雇用契約なのか、一体正当な報酬を受けておるのか。あなた、これちよつと写してまいれ、あなた念査してまいればいいのだから安くやってくれということに実際はなっているのではないか。法律的にそれは疑義はないのかという点が、第一の問題としてはかなりある。将来の問題として私が示唆した問題について御検討をお願いしたいと思います。

それから、次に商法監査におけるディスクロージャー制度なんでありまう。これは証取法については貸借対照表、損益計算書、利益処分の方法、営業報告書等の公表制度がある、そしてまた、縦覧制度がある、開示方法がある。商法監査においては、これは一体どういうことになるのかということ、これを法務省に伺います。証取法においては、財務局へ行けばどなたも見せてくれる。しかし、商法監査をやつて、それを利害関係者なり国民が、証取法監査と同じように一体どこで見れるのか。だれがその世話をしてくれるのか。その点はどうなんですか。

○川島(一)政府委員 株式会社の場合、取締役会が作成いたしました計算書類、それから会計監査人が作成いたしました監査報告書、こういったものは株主には事前に送つたりするわけでござい

すが、会社に備えておきまして株主、債権者がこれを閲覧できるようにいたしております。これは商法に規定がございます。

○横山委員 会社に行かなくても、財務局へ行けば証取法の監査は自由に見られる。またあなたは逃げようとしておるのです。が、大蔵省で財務局へ行けばだれでも見るようになってくることについて、法務省はそのほうはやりませんかというつもりですかというのを聞いています。またしてもあなたは、狭義の意味の利害関係者に仕事を限定しようとしておるけれども、広義の意味の会社の社会的責任、商法の改正というのはそういう意味で行なわれておると思うのです。財務局で縦覧ができるなら、登記所で縦覧ができるようにしたらどうですか。あなたのほうが、おれのほうではちよつと手狭だというなら、財務局へ頼んで一緒に商法監査の結果も縦覧できるようにしてくれと言つたらどうですか。商法監査の公示制度というものがより広く国民の中で徹底するような措置をなせ講じないのですか。私は、ここにも商法の運用について、法律さえ改正すればその所管じゃないという気持ちがいへんにじみ出ていると思う。財務内容の公開をし、そして社会に対して責任を負え、その会社の財務内容が、証取法なり商法の監査が行なわれたならば、少なくともだれでも見るようにする、そういうことが大事じゃありませんか。証取法だけ縦覧制度があるけれども、商法監査では縦覧制度はありません。見なければ会社に行つてちょうだい。そういうことについていかがなものでしょうかね。

○川島(一)政府委員 御承知のように、会社は株式会社だけでも百万からの多数が存在しておるわけでございます。一々書類を登記所に出させて、これを閲覧するというにすることは非常に事務の複雑化を来いたしますし、またそれだけの実益があるかどうかという問題もあります。おそらく御趣旨は大きな会社についてだけということではないかと思いますが、そういう点につきましては今後の問題として検討する余地はあるかと

思いますけれども、私が先ほど申し上げましたのは、現在の制度がこうなつておるといふことを申し上げたわけでございます。

○横山委員 うどん屋さんやげた屋さんじゃあるまいし、商法監査がうどん屋さんやげた屋さんに行なわれるはずはない。少なくともこれだけはどうしたも商法監査をする必要があるというふうにきめたその趣旨、今日の経済情勢からいうと、証取法だけとはとても事務が複雑だというのに、商法監査だけはとて事務が複雑だということでは済まされぬ。少なくともこれくらい以上の会社については監査目的というものが十分徹底するように措置をなさつたらどうですか。だから特に私は教えている。えらいすみませんが、私のほうは手狭だから財務局で一緒にやつてもらえぬだろうか、助太刀まで私は意見として表明しているのですから、これもまた十分御検討願わなければなりません。参議院で修正されました子会社に対する拒否権の問題について伺います。

正当な理由があれば子会社は拒否できる、これはこの間同僚委員がその問題について注目すべき質問をされました。私もその質問の趣旨がよくわかるわけであります。予算委員会において議論されました点を考えますと、親会社の利益調節機能に子会社がつていて、それから拒否権がどういう場合に発動されるか。親会社の社長や取締役が子会社に電話をして、拒否権を発動しろ、おれの命令だ、こういう場合は考えられない。子会社とは必ずしも中小企業ばかりではないことが考えられる。多国籍企業の場合もあり得る。そうなりますと、参議院で修正されました正当な理由とは一体どういう場合であろうかという点について、やはり一つの問題をこの間は提起された私も思ひます。参議院が正当な理由ということは、要するに子会社の独自性、自主性を尊重しろ、こういうことだと私は善意に理解しておるわけでありまうが、この点について、参議院の修正されました正当な理由というものの解釈を、今後どういふうに政府としては運用なさいますか。

○川島(一)政府委員 正当な理由の中身でございありますが、これは判定の非常にむずかしいところがあるかと思ひます。要するに、子会社の独立の会社としての立場から見まして、このような事実を他のものに知られることは今後の経営に差しつかえる。一つの例をいたしましては、営業上の秘密、ノーハウといったものについてその内容を調査されるような場合におきましては、親会社といえども別会社であるから知られては困る、こういう場合があるわけでありまして、子会社の営業を行なつていく上において、どうしても部外に出しては差しつかえがある、そういう事項について調査を拒絶する、こういう場合が正当な理由があるというふうに考えておるわけでございまして、あまりこれを広く解釈することはできない、このように思ひます。

○横山委員 私は狭く解釈してくれと言つていゝのは必ずしもありません。私が例示いたしましたのはこの四つですね。この弊害だけはひとつ注意をしてもらいたい。参議院で修正した趣旨というものは、子会社の独自性、独立性、それが完全な独自性、独立性でないにしても、親会社の支配がますますそれによつて強まることのないように、こういう意味においてひとつ配慮してもらいたいということ、これがいま言いましたような悪用をされて、親会社の社長や取締役が、おれのところの公認会計士が、監査役が子会社へ調査に行くぞうだ、あんなものを拒否してしまえという命令を出す可能性がある。それだけの支配能力を持つておる状況下にあると考えますと、正当な理由を申し立てた場合に、私が心配したことのないような念査というものをつしていただかなければならない、こう考えますから、運用についてはひとつ善処をお願いをいたしたいと思ひます。

次に、公認会計士協会及び公認会計士のあるべき姿について若干の質問をいたします。

この間公認会計士協会会長が「現状下における監査に対する要望」として、会員各位に書面

を出されたようであります。前文は省略しますが、要点だけ申し上げますと、「各企業が近く到来する決算期において、利益を過大もしくは過小に表示するため、みだりに引当金を操作し、または減価償却費の計算方法ないしはたな卸資産の評価方法をみだりに変更し、あるいは関係会社取引を通じて利益調節を行なうことはいないと信じているが、万一そのようなことがあったとしたならば、企業に対する国民の信頼感が失われるところ顯著なるものがある」と考へる。会員各位におかれては、これらのことに留意し、財務諸表の粉飾については利益を過大に表示すると過小に表示するを問はず、厳正なる監査の姿勢をもって臨むと同時に、単にそれにとどまることなく、これらを未然に防止するため、企業に対してあらかじめ指導的役割を十分に果たすことをここに要望する。私

はしごくもつとも必要だと思ふ。今日の大企業の独善、横暴、法律違反といふことについてだれが一番検査機能を持つておるか、それは、株主よりも監査役よりもあるいは公取よりも、むしろ公認会計士の諸君が一番はだに接して密接な関係を保持しておる。しかし、公認会計士のこの権限に限りがあることは言うまでもない。限界があることは言うまでもないけれども、一番今日のあのような実態を知悉していかなければならないのは実は公認会計士ではないか、私はそう思うのであります。そういう意味合いにおいて「これらを未然に防止するため、企業に対してあらかじめ指導的役割を十分に果たすことをここに要望する。」といふことは適切なことであり、こういうことが単に会員各位ばかりでなくて、社会的に、公認会計士協会なり公認会計士の皆さんがこの役割りを積極的に果たすことを私は要望をいたしたいと思うのであります。さて、その要望に一体今日こたえ切っているかどうかという点を少しだしたいと思ふのです。

まず第一にただしたいのは、今回商法改正によつて、監査対象会社が大体五百社ふえますね。で、公認会計士はいま三十幾つの監査法人があ

る。そしてまた個人公認会計士がある。私どもは、先般本委員会において商法が通過するにあつて附帯決議を付しました。その附帯決議は、公認会計士の諸君が、この商法改正の運用にあつてそれぞれの能力を十分發揮し得るようになつてことを要望したにほかならないのであります。

その附帯決議の四項「監査法人の育成、強化を図る反面、個人たる公認会計士の業務分野についても行政上適正な措置をすることとし、もつて活動分野の調整をはかるものとする」と、非常に抽象的ではありますが、今日公認会計士の皆さんの中で本来の公認会計士の仕事を全然しない、ほとんど税務をやつていらつしやる人がある。それからまた、狭い門をくぐつて公認会計士になつたけれども、公認会計士協会で社員にあらずる従業員としてつとめておられる若い公認会計士の諸君がある。で、私がこの附帯決議を同僚諸君とともに付するにあつて考へましたことは、これからの公認会計士の監査の状況を展望いたしますと、どんな巨大な監査法人ができて、仕事はそこへ集中される。なるほど一人の公認会計士が巨大資本に対して監査は不適當であるといふことはよくわかるが、これだけたくさん公認会計士がおつて、そして実際の業務をやつておる人がきわめて少ないといふ点について、いろいろな面から適正な措置が必要ではなからうか。また、若い公認会計士諸君の将来に対する希望、そして将来に対する意欲、そういうものが發揮できるようにしなければならぬのではないか。公認会計士協会にまつておる新進気鋭の公認会計士と、それからその人が監査をやらずに税務専門にやつておる場合とでは、おそらく税務専門にやつておる公認会計士のほうが比較論としては所得が多いのではないか、こう私は思ふわけでありませう。そういうことを考へてみますと、この五百社増加をする事態について、公認会計士協会に対する今後のあり方、この活動分野についての調整はどうあるべきかといふ点について、これは公認会計士協会独自の問題ではありますけれども、大蔵省の行政指導

としてはどうあるべきかといふ点について伺いたいと思ふ。

○田中説明員 大規模法人の監査につきましては組織的な監査といふことが必要でございます。で、監査法人が多くの公認会計士をもつてこれに当たるのが適當ではないか、そして一人の手で負えるようなところには個人の公認会計士でいいのではないかとこの個人公認会計士の設置基準

ただ、監査法人を設立するにあたりましては、その要件が法律にもございまして、かつ通達でもそれをふえんしてありますので、それは順守していかねばならない。また調整の問題のほかに、公認会計士、それが個人であろうと監査法人であろうと、私どもとしては社会的な信頼を彼らが得ることができるよう、証取法あるいは公認会計士法あるいは今回の商法によつて種々の規定その他がございまして、よつてもつて、公認会計士が信頼をより多く得られるよう今後指導してまいりたい、かように考へております。

○横山委員 答えがむずかしいと見えて、何をおっしゃつておられるのかさっぱりわからないのでございませう。要するにこの附帯決議の趣旨というものを十分くみ上げて考へてもらいたい。それについてもう一つ、二つ関連して伺いたいと思ふのであります。この監査法人が三十幾つあるわけですが、監査法人の認可基準といふものが大蔵省にあるのであります。その認可基準は私が承知するところによれば、現在公認会計士として監査をしておるものを持つて集まつて、それが一定数に達しなければ監査法人としての認可をしないといふことであります。そういうしまた、ネギとカモを持つてこい、鉄砲はおまへ持つておつてもそれはだめだ、鉄砲持つておるだけではだめだ、簡単に言えばそういうことであります。能力があつても、自分が前からネギとカモを持つていなければ監査法人は認めないといふこととなつてあります。そういうしまた、一つの被

監査会社を獲得するのはどんなにむずかしいことかといふことは私は容易に想像できるわけでありませう。これから新しく出ていく公認会計士な分たちで組織することができない。どんなに優秀な鉄砲を持つておつても、いまネギとカモ、被監査会社をお互いに持つて集まらなければ認可はできないといふ点について、私は疑問を持つておるわけですが、この点について監査法人の設置基準を少しゆるめる必要があるのではないかとこのことが一つ。

それからもう一つは、今回の衆議院の附帯決議をもつて「監査法人は、その社員が税務書類の作成などの税務業務を行なっている会社について、本法の監査業務を行なわないう規制すること」といたしました。これは、当時政府が十分これを尊重するといつてお話承りましたから、そのとおりになると思つておりましたが、さてもう一歩突っ込んでお伺いいたしますと、「その社員が」といふことに附帯決議はなつておるわけでありませう。しかしその精神といふものは、税務と監査は両立しませんよ、検事と弁護士と両方やるわけにはいきませんよ、簡単に言えばそういうことであります。その意味から演繹してお伺いしますと、社員でない公認会計士が被監査会社を監査すると、きに、社員の補助者として監査を行なうときに、その補助者である公認会計士が監査会社の税務をやつてよろしいかどうかといふ問題なのであります。私は検事と弁護士と両立できないといふ精神は、当然補助者であつてもその会社についてのみは、税務と監査は両立できない、こゝろ解釈いたすのであります。いかがでございませうか。

○田中説明員 御質問の補助者でございませうが、実際の監査に従事する補助者につきましては、御指摘のように税理業務に従事しておればその者は監査に従事できないといふことは、おっしゃるとおりでございます。

○横山委員 監査法人の認可基準の緩和の問題はどうですか。

○田中説明員 その点につきましては、現実に被監査法人を持っていないければ監査法人を結成できないという点でございますが、法文を読んだ限りではそのような条件はないように考えられるのでございますが……

○横山委員 私の承知いたしておりますところは、大蔵省の認可基準の指導方針として、カモとネギを持っていないければ鉄砲だけ持っておったってだめだ、実績を持ってこい、そういうふうには理解しておるわけですが、もしそうでなければ、一回ひとつあつて調べて御報告をお願いしたいと思います。

それから、大臣の所見を最後に、二、三伺いたいでありますが、この商法で今度監査役に内部告発の権限を与えた、こういうことが言えると思う。取締役の違反行為、忠実義務違反、会社の信用を傷つけるという場合においては、株主もまた内部告発の機能を持つておるということが言えると思うのであります。それならば一体、従業員は内部告発をしてどうなんだろうということであり

ます。私はこの間、大阪の鐘紡でありましたかの社長が従業員全員千二百人を集めて、会社の従業員が秘密に内部告発をした、書類が漏れたということについて、そういうことはこれからやめてくれ、上役に言ってくれ、労働組合に言つてもらつてもよろしい、けれどもひとつのりを越えずにしてもらいたいという訓示をしたということを開きました。今日、企業が社会的責任を持ちながら不法な行為をしておるときに、一番それをよく知つておる従業員が内部告発をしたからといって、その従業員に対して不当な扱いをしてよろしいのであろうかということなんでしょう。どうお考えになりますか。

○川島(一)政府委員 なかなかむずかしい問題でございますが、かつてこういう問題がございました。ある企業が公害を出して、それを会社として秘密にしたいけれども内部に從事している従業員がそれを告発する、その場合に会社としてはその社員に対して何らかの措置をとり得るか、こ

ういう形の問題があつたわけでございます。私どもは、公害という反社会的な行為が行なわれておる、これを警察なりしかるべきところに告発をするというところは、これは社員であらうとなかろうと正しい行為であるので、その行為については会社が責任をとらせるようなことをすることはできない問題である、このように考えたわけでござい

ます。御指摘の告発の問題、いろいろな事例があるうかと思ひますが、根本の精神といたしましては、ただいま公害について申し上げたのと同じことが言えると思ひます。

○横山委員 ちょっといま書類をさがしておつて大事なところを聞き漏らしたのですが、つまり内部告発はやむを得ない、そういうことに對して会社が首を切つたり何かするのは穩当でない、こういう意味ですか。

○中村国務大臣 法律の制度としては、監査役とあるいは株主に内部告発の権限を制度的に与えておけばよろしいので、一般社員としては、問題は、私は道義上の問題だと思ひます。道義に反しないことをやるなら、それはやつたつて、そのために首を切るとか処罰をするとかいうことはできないはずでございます。問題は道義の問題に帰着するのではないかとこのように考えております。

○横山委員 その道義ということが実は問題なんですね、大臣。あなたの言う道義というのはたぶん社員としての会社及び会社の上役に対する道義のことでしょう。そういうことを考えて内部告発はいかぬということをおっしゃりたいのですか。あなたの言う道義というのは社会に對する道義なのか、会社に對する道義なのか、どちらでございますか。

○中村国務大臣 もちろん社会的責任でござい

ます。

○横山委員 わかりました。社会的に、会社が反社会的な行為をしておる、それに対してやむにやまれぬ正義心で、これはいかぬ、買ひだめ売り惜しみを当社はしておる、あるいは脱税をしておるということをお内部告発をしたことによって、その社員が就業規則違反、忠誠義務違反として処分された場合の問題が、これからも、おそらくいまただいまでも各所で問題になっておると思ひのであります。この点について、また具体的な事例が起りましたときにいまの法務大臣の御返事をたてにしてひとつお伺いをいたしたい。

時間がなくなつてまいりましたが、今後の商法改正の問題についてだめ押しをいたします。附帯決議で今後の商法改正の方向として「会社の社会的責任、大小会社の区別、株主総会のあり方」、これは総会屋も含んでいますが、次に「取締役会の構成及び一株の額面金額等について所要の改正を行なうこと」ということに院議はきまつております。それに一つ、二つ追加をしたいと思ひ

であります。監査役をいふん阿院で議論をいたしました。監査役は今日職務執行上、個別にみずからの意思、みずからの方法ということになつておると思ひのであります。監査役の個別監査、個別性というものをそのまま一体いひのであろうかどうか。少なくともこの監査役というものが切りくずしにあつたために、監査役会というものがひとつ今後の改正方向として考えられるべきではないか。もちろん私は監査役会が新設をされたところで、その監査役会が、採決によって、多数によつてすべてが律せられるということ

を希望しているわけではありませぬ。この監査役会を設置することによつて、統一性と個別性といふ運営というものがあつて、監査役が効果をもちたしめるようなやり方を考える、あるいは監査役の選任方法、公認会計士の選任方法といふことについてもう一歩考える。私はよくいふまで言つてきたのであります。検事たる役割り——検事といふことは適當でないかも知れませんが、一応お許し願つて検事といふ名前を使つたのですが、検事としての公認会計士が被監査会社から直接報酬をもらつたというところにどうも割り切れない問題を残している。これは根本問題でありまして、

金をもらつてその会社の恥部を探さうということが本質的にあり得るか。少なくともこれはまん中へ第三者機関が一つ置かれて、公認会計士の指名あるいは報酬の收受といふものが別の角度で行なわ

るべきだと考えておるわけでありまして、そういうものを含めて、監査役会の新設あるいは監査役、会計士の選任方法についても一度考える必要が今後の商法改正の中にあるのではないかと、こ

う思ひますが、いかがでありますか。

○川島(一)政府委員 いろいろ問題の御指摘があつたわけでございますが、今後の商法改正の作業におきまして、いろいろ御指摘のあつた問題を含めまして検討を続けていきたい、このように考えております。

最後に御指摘のありました会計監査人の選任方

第一項第三号 法務委員会議録第十二号

大臣として監督をし、あるいは自分の大臣と

たては、
たては、

100

健全な運営を確保しなければならぬ政治的、社会的要請に基づくものであるという趣旨になっており、当委員会におきましても、前国会で相当長時間にわたって商法改正については質疑が行なわれたわけであります。

〔委員長退席、大竹委員長代理着席〕

しかし、商法改正案のでき上がった由来なり趣旨なりその時期なりというものと、現在、当国会で問題にされておられるところのいろんな大企業の便乗値上げ、あるいはもうけを隠したとか脱税とか、こういう内容が予算委員会ではいろいろな角度から明らかにされていっているわけです。そういう角度から考えていきましたと見ますと、本来の法律の内容よりもっと違った時点といえますか、もつと真剣な角度からこれをもう一度見直さなければならぬという観点に立つて御質問したいと思うわけであります。

法務省のほうとしてもこの点については、三日の新聞の発表によりますと、「株式会社制度改正も、大、小企業で別個に、取締役会の行き過ぎチェック」こういうふうな内容で新たな問題——これはあとでこまかく御質問するつもりでおりますけれども、こういう観点から新聞にも御発表になつていっているという点、こういう内容を見ますと、以前の御答弁のときの問題点とお考えになつている点に大きな、いわゆるもつと引き引き縮まつた内容のものが検討されていっている、こう考えられるわけでありまして、そういう点から見ますと、この法律が、現状のままではたしてその法律の目的とする役割りを果たすか果たさないかという点に非常な疑問が出てくるわけです。そういう観点からいろいろ御質問を進めていきたいと思います。

そこでまず三十二条の二項の規定になるわけですが、商業帳簿の作成について公正なる会計慣行のしんしやくを規定しておる。ところが、その中身は商法に規定するところではなくて、財界主導のもとにでき上がったと言つて過言でない。企業会計原則修正が原則としてしんしやくの

前面に出てくることになる。ところが、この企業会計原則修正案自体が実は逆粉飾決算の可能性の素地をはらんでいる。一般原則の六の規定として注釈の4における「過度に保守的な会計処理を行なうことにより、企業の財政状態及び経営成績の真実な報告をゆがめてはならない。」という文言があるわけですが、一般原則の六ですと「企業の財政に不利な影響を及ぼす可能性がある場合には、これに備えて適当に健全な会計処理を」しろというが、これはちよつとまづいひのじやないか。注釈の4では、あまり目立つような保守主義はとらないで、ほぼどにしたいのじやないか、うるさいから、こういうふういふに言っている。はたして今回のこの改正の根本目的、健全な株式会社の業務、会計運営が確保されるか疑問があるわけです。そこで法務大臣にお伺いしたいわけですが、会社経営の実態を如実に示す商業帳簿の作成に関する基本基準は、少なくとも株式会社については財界サイド、大蔵省サイドに実質的にゆだね切り、まかせ切りにせず、むしろ商法の土台、縁の下のささえをするものとして、この商法自身の中に将来規定を設けるようにすべきではないか。この方向で商法改正をさらに検討したほうがいいんじゃないか。これは新聞発表の中を見ても同じことがうかがえるわけですが、その点についてはいかがですか。

○川島(一)政府委員 商法改正の基盤となる社会情勢が、最近いろいろ指摘されておりますような問題を起こしてきておるといふ点にかなりがみまして、十分に今後とも商法の改正については検討を続けていかなければならないという点は仰せのとおりであると思ひます。

いま御指摘になりました商業帳簿作成の基準となる会計のやり方の問題でございしますが、商法は御承知のように法律でございまして、あまり会計的、専門的な事柄については規定しないというものが従来の態度であつたわけでありまして。ただ基本的な事項につきましては商法の中にも若干規定を置いておりまして、これらの規定が現状ではたして十分であるかどうかという点につきましては、私ども今後におきましてもさらに検討を続けてまいりたい、このように思つております。会計の重要な原則につきましては、現在規定がございませうけれども、これにのつとつて商業帳簿を作成するということが必要であることは、現在の商法のもとにおきましても変わりはないわけではございませうが、この点をさらに一そう明確にする必要があるとすれば、その点につきましても十分考えていきたい、このように考えておる次第でございませう。

○沖本委員 会社の健全な会計方向、いまおつしやつていふ規定を設け、基準を設けていくというものの、今度この国会でも一番問題になり、マスコミのほうも非常に注目をしており、国民もやはり企業の内容的なもので注目しておるのこの引き当て金というところになってくるわけですが、こういうふうな内容が結局は悪循環をして、売り惜しみ、買いだめ、便乗値上げ、こういうふうな形で国民の生活を苦しめている。そしてその企業だけが過大の利益や隠匿のために、引き当て金とか準備金とか減価償却等が利用されることはいままで幾つも例が出されてき、明るみにも出されてき、またこれからも十分想像もされる、こういうことになっていくわけですが、これは今度の予算委員会でも十分明らかになってきているところなんですけれども、その保守主義の入り込むところである、会社側のですね、そういうふうな考えられるわけですが、この引き当て金については、従来会計上の通説としては、債務性引当金のみが引き当て金としての性格と考へられておつた。ところが企業会計原則修正案では、この利益性引当金が強引に割り込んで、商法の二百八十七条ノ二の規定の本来の立法趣旨に疑問すら感じるものを生ぜしめておるといふことはいえるわけです。そのために強引な逆粉飾、正確でない、真実でないその財政状態及び経営成績が報告されることを防止するために、将来はこの商法を改正して、財界サイドでなく、法務省サイドの株式会社健全経営

のための詳細な会計規定を設ける必要があるとそれは考えるわけですが、先ほどの民事局長のお答えですと、検討しなければならぬ、こういう御答弁ですけれども、検討をして法律をつくらなければならぬ。改正のほうも急務に迫られておる。この商法、いまこの法律自体が役に立たないんじゃないかというふうな考えられるわけですが、その点はいかがなんでしょうか。

○川島(一)政府委員 引き当て金の問題でございませうが、御承知のように商法は二百八十七条ノ二に「引当金」の規定を置いております。この規定は、今回は特に改正を加える予定にはなつておりません。

いま、負債性引当金というものが御質問にあつたわけですが、負債性引当金というこばの意味がいろいろに使われておつて、そこで一つ混同を来たしておるという面があるかと思ひます。と申しますのは、商法が規定しております引き当て金は、負債でないものを特に負債の部に計上することができ、そういう意味におきましてあの規定ができておるわけではございませうが、以前から規定をしておりました引き当て金というのは、債務ではないのです。債務ではないけれども債務と同じように負債の部に載せることができる、そういう意味で、もともと商法は債務でない引き当て金というものを認めておるわけではございませう。

最近使われております負債性引当金というのは、負債であるものを引き当て金の名前で載せ、これを負債性引当金と言つておる場合がございませう。

それから、負債ではないけれども負債に準ずるものとしてこれを引き当て金としてあげ、こういうものもございませう。この後の場合が商法のいわゆる引き当て金というものに該当するのではないかと思ひます。ただ商法は、特定の支出または損失に備えるという表現でございまして、特に負債性という意味をあらわしておりませう。したがって、その解釈が問題になるわけではございませう。

すが、その点につきましては商法の改正は今回はいたしておりませんので、従来の解釈がそのまま引き継ぎ使われるわけであります、今回の商法の改正によって引き当てる金の範囲が増大するとか縮まるとか、そういう問題は本来は出てこないわけでございます。

それはそれといたしまして、いまの引き当てる金の商法の規定が十分にわかりやすいかどうかという点につきましては、問題が必ずしもないとは申しませんが、最初に先生御指摘のように、いろいろ商法の計算関係の規定について検討を加える必要があるのではないかと、十分われわれといたしましても考えなければならぬ問題である、このように思っております。

○沖本委員 これはただ、その引き当てる金という法務省側だけの問題に終わらないわけなんです、これは大蔵省のほうの関係も出てくると思えます。税法なり会計の問題なり商法の問題なり、こういうものが一つになって初めて有機的な機能を發揮していくことになるわけなんです。たとえば、租税特別措置法では、海外市場を開拓準備金とかあるいは価格変動準備金とか、まだほかにも例があるわけですが、こういうようなものを大蔵省ではきめて、こういうものに振り当てて、同じ内容のものがいろいろ名目が変わって、ずれていってしまいう、変わってしまいうということになるわけですね。ですから、たとえば法務省だけが一つの歯どめをつくって、大蔵省のほうで歯どめが抜けている、また、大蔵省のほうで何かのことを考えていても、ここの法制は整っていないというふうな関係性が十分出てくるわけです。現在の時点からいろいろ考えていきますと、こういうものが、いわゆる大蔵省でいえば主税局なりあるいは証券局、それと法務省とが完全に一つになって機能を發揮するような内容の検討が行なわれて、一つのをくり上げていかなければ、十分な歯どめはできてこないというところに現実にはなっているわけなんです。そういう点について、そういうもの

はないんだ、十分検討はできているんだとか、そういう点にはずいぶん食い違いがあるんだとかいうことになると思えますけれども、大蔵省のほうはどういうふうにお考えですか。

○田中説明員 お答え申し上げます。

商法二百八十七条ノ二という規定が前からございまして、今回もそれは何ら修正されていません。その前提に立ちますときに、特定の支出または損失に備えるためにそういう引き当てる金を設けたときは負債の部に計上すると商法にございまして。私どもは、会計の立場から、そういう特定の引当金はあまりみだりになすべきものではない、おのずから合理的な範囲内にとどめるべきだというように考えておりましたし、従来も指導をしてきたわけでありまして。ただし、今回商法監査と証券法監査がいわばドッキングをいたすのに伴いまして、企業会計原則修正案というものをとりまして、そのときに、やはり商法において認められて、そのとき、任意に引き当てる、引き当てる金というものは、任意に引き当てる、引当てる金ではない、そうであるならば、従来、方々に散らかって特定引当金のものが計上されてきたのを一カ所にまとめて、特定引当金として貸借対照表の負債の部に計上させる。しかし、損益計算の部では、純益、純損益に關係せしめないで、一たんそこで切りまして、その下に未処分利益計算というところで処理すると、非常に明瞭化を行なったわけでありまして。

ただ問題は、やはり特定引当金というものは、評価性引当金でもなければ負債性引当金でもないわけでありまして。そこで、厳然としてある商法がどういふものを任意に引き当てるかという点に關しましては、おそらく今後、公認会計士がその業務を行なうにあたりまして、これはいんだらうか、悪いんだらうか、合理的範囲にとどまるんだらうか、どうかというように、場合によつては法務省のほうに照会するというようなことも起こるかもしれない、かように考えております。したがって、私どものほうは、商法とい

う厳然たる規定がある。それと平仄を合わせながら証券監査のほうもドッキングを行なった。そこにおのずからなる限定があったというふうな考えでおります。

なお、税の關係は、私、証券局でございまして、でんでございまして、税は税独自の税理論なり租税政策というものがございまして、また別の観点からの問題かと考えております。

○沖本委員 いま公認会計士が引き当てる金についての振り分けなり何なりというのはいろいろ任意的に考えてやっていると問題が出てきたんですが、これはあとで伺いたいと思いますけれども、その辺がやはり公認会計士が、一番どろをかぶるんじゃないか、一番責任を負わされるんじゃないかと心配しているようなところではないかと想像するわけなんですけれども、まだ引き当てる金についての問題がございまして、減価償却なり準備金なりいろいろの名目でもうけが隠されているという、ことに問題があるわけなんです。それがこの国会でやかましく言われているということになるわけです。

これはこの三日に、「つくられた石油危機に便乗、巨額の利益をあげた大手企業に対し、国税庁は二日、三ヶ月決算の申告前調査で税金ののれん、もうけ隠しにメスを入れるという異例の方針を打ち出した。先の国会の集中審議で悪徳商法の実態が明るみに出たためだが、同時に十二月期決算の大法入についても厳しいチェックを急いでいる。そこで、読売新聞社の「生活一〇〇番取班」は、主要二十四社の同期決算報告の内容を日大経済学部の名東孝二教授に分析してもらった。各社の報告書によると、利益を前期の二、三倍にふくらませたところはザラで、ミヨシ油脂のように約二十倍というケースもある。反面、純粋のものうけとなると、各社とも低めに抑えており、同教授は「株券や公債類をたっぶり買い込んだり、子会社の製品を言い値で仕入れたりの操作で、黒字を隠すのに腐心した疑いが濃い」と指摘している。いずれも「合法のころも」に包まれている

ため、実態は国税庁の今後の調査結果を待たなければならぬが、各企業に共通しているのは、経常利益の大きさに比較して、当期純利益が少な過ぎることだ。さまざまな手段で経常利益を取り崩す一方で、モノを買い、資産を増やしているのだから「利益は紙幣から現物に姿を変えたにすぎない」という。カラ出張や水増し伝票の操作による会計上の粉飾はカゲをひそめ、代わりにこうした企業資産の「肥大」が目立っているが、値段のつり上げ、収益増大のツケは、結局消費者に回る。名東教授は「政府が強く各企業に製造、流通原価の明細を公開させるべきだ」と思う。そうでなければ、一般消費者は商品値上げの当否を判断しづらい。ごまかしが野放しで、原価は秘密にされてよい」という現在の会計制度が続く限り、愛される企業社会が実現するはずもなからう」と厳しい。こういうふうな言っているわけなんです。

時間の点では省略いたしますけれども、一覽表をあらわになったと思えますが、すごい数字が出ていますね。たとえば東亜燃料は有価証券で六十六億三千五百万円、建設仮勘定で二十七億一千四百万円、こういうふうな内容があり、これはそこに赤字を引いて申し上げているわけですね、同じ東亜燃料の十二月期決算報告にあらわれた利益というのでも出ておりますけれども、これは新聞に出ておるわけですからあらわになったと思えます。こういうふうなものに対して、実際に十分に国税庁のほうでいろいろ検討するということになると思われるわけなんです、この法律がどのような役割を果たすことになるのか、これは法務省なり大蔵省なりのお立場でお答え願いたいと思っております。

○伊藤田説明員 お答えいたします。

ただいま御指摘のございました、いろいろなものを買い込んで、あるいはいろいろな準備金あるいは特別償却ということによって利益を隠す、こういう問題でございますが、これは、課税所得の面とそれから公表利益の面とやはりわれわれといたしましては、特に税の立場といたしましては二

つに考えておりました。有税で引き当てを行なう等の場合もあるし、有税で特別償却を行なう等の場合もございしますが、その点は一応分けて考えさせていただきます。と申しますのは、税の立場から申しますと、課税所得の計算というものは、租税目的のため一つの別の観点から所得の把握をいたします。したがって、そのために租税特別措置法等で規定しております。ただいまお話しのごさいます価格変動準備金とかあるいは海外投資損失準備金とか海外市場開拓準備金とか、こういうふうないわゆる課税所得の計算上損金に計上できるもの、こういうものを規定することによって商法あるいは企業会計のほうに御迷惑をかけるようなことがあってはいけないというたてまえから、現在では租税特別措置法の各準備金、特別償却につきましてはそれぞれ損金として経理する、費用として経理するあるいは剰余金として経理する、いずれの場合であっても税法上これを認めることにしておりますので、したがっていままで、商法あるいは企業会計との調整という意味では従来から努力しておりましたし、その観点から現在の規定ができています。と税といたしましては、一応税の立場から申しますと、税といたしましては、そのような観点から商法あるいは企業会計との調整というものはできていますと考えております。

○伊藤田説明員 お答え申し上げます。ただいまの私がお答えいたしました点につきましては、決して野方図に租税特別措置を認めている、こういう処置ではございません。現在、ただいまお話しのごさいます価格変動準備金あるいは公害防止準備金等につきましては、こういう種類の準備金は、一たび定めましても、なかなかそれを縮減することがむずかしい、既得権化するといふような租税特別措置法の本来持っている性格を持つておりますものから、われわれといたしましては常時、毎年の改正においてその見直しをはかり、同時に必要な整理、合理化をはかっているところでございますので、そういう意味で、もちろん限られた範囲内で、最小限の範囲内でこれを認めているということにつきまして、これを御了解願いたいと考えております。

○沖本委員 それは調整はできているかわからないけれども、調整ができただけでは困るんですね。企業が喜ぶような調整ができたんでは、国民のほうはいま困っているわけですから、そういう国民の側に立っていま御質問しているわけなんですかね。

○沖本委員 限られた範囲内ということをおっしゃいますけれども、私が言っているのは、公平の原則に立ってどうかというのを申し上げているのです。片一方のほうはあまり見過ぎているんじゃないかということになるんですよ。だんだん認めていって慣行化されていき、実際に運営されていったらなかなか変えられないんだというところをおっしゃいますけれども、それじゃ、場違いな質問かも知れませんが、勤労者の所得税の中にもっとほかの名目を入れていただいて慣例にしたいというふうなことになるんじゃないかと思いませんか。そういうことになるわけ

この前も当法務委員会で脱税についていろいろ御質問したときに、大きい企業ではその権限がいろいろ分かれておるから、刑事責任は追及できない、むずかしいんだ、ところが小さい企業においては権限を持つて代表者がずっと下にまでその権限が及んでいくから、脱税の刑事責任というものは追及する点が非常にあるんだ、そのために

小さいほうの企業が刑事責任を問われているというふうな内容が答えられたわけですね。それじゃ税の公平の原則に反していきわけですね。たとえば勤労所得者は源泉徴収がたっぷりいられるわけですよ。素朴な質問になりますけれどもね。それじゃ、いろいろな名目を十分話し合いができて認めることにしておるといふことになる、その勤労所得者のいろいろな名目ももって認めてくださいということになるんじゃないかと認めてくださいという観点から、いまのお答えについてもう一度お答えください。

けです。それで、そういうふうなものがありますから、あなたの方のおっしゃっている租税特別措置法上の問題なり準備金なりあるいは損金なりの問題をいろいろおっしゃったわけですから、四十五年三月の三十日に「企業会計原則修正案の解説」ということで経団連のパンフレットのナンバー一〇五というのが出ています。これは図書館から借りてきたのですけれども、この中では、このばの扱い方として企業側と商法側、こういうことばで扱っていますけれども、このいわゆる経団連側の解説者の話として出ておるのは、これは会計原則という立場で申し上げるわけですから、これも一般原則にございします。真実性の原則、明瞭性の原則、継続性の原則など七つの原則のうち、とくに継続性の原則については、従来、公認会計士監査におきまして数多くの限定意見を付せられていた問題でございします。新しい会計原則においては、これを無闇に強制しないようにということとを極力主張いたしました。こういうことが書いてあるのです。これはこの中にあるのです。この企業会計原則修正についてむやみに強制しないようにという話し合いが行なわれたということは問題ですよ、こういうことは、引き当て金についても弾力的に処理ができるように望んだ。また、臨時巨額の損失の繰り延べについては、従来の会計原則ではこれは認められておりましたけれども、商法側の強い意見があった、これを削除するといふ機運が非常に強かったが、これも従来どおり認められるように極力主張した。その結果存続されるようになったと話している。この商法の一部改正の問題が練られてくる段階でちゃんとこういうことが中に入ってきているのです。企業側のほうの要求が全部この中に入ってきているのです。あとで言いますけれども、九〇%主張が認められた。それじゃ何のためにいろいろな制度を設けて商法の改正をやっているか、わけがわからなくなってくるのです。これは経団連の経理懇談会委員長、十条製紙株式会社社長、企業会計審議

会委員の渋谷さんのお話なんです。ここに載っているのです。この点についてどうなんです。こういうことがすでに話し合われたというのです。そして十分そのことがしんしゃくされて商法の中に組み込まれた、こういうことになっているのですよ。

○田中説明員 ただいま御指摘の、たとえば継続性の原則についてはむやみに強制しないようにとか、引き当て金ほうんと弾力的に、こういう主張をしたというところでございしますが、いろいろの方がいろいろな主張をした結果できたものは現在ある修正案というものの以外にございしません。その主張がみんなの了解事項であったというふうなことはないのでございします。その点、重ね重ねあのパンフレットについては御質問をいただいているわけでございますけれども、私もそのつど申し上げておりますように、継続性の原則なり何なりにつきましては従来と同様ないし従来以上に厳正にこれを行ない、いやくもみだりに継続性の原則がひん曲するといふようなことがないようにということとははつきり申し上げることができま

○沖本委員 従来より厳重にとか、そういうことないんだというこの問題について言及されるけれども、さっき言ったとおり九〇%も認められたと、こう述べていらつしやるのです。そういうことがなおざりになっているのなら、なぜこういうことは事実とは違うといふことを何かの形で向こう側に訂正させないのですか。そんなになおざりになっているのです。これ、それで現在は企業のもうけ隠しとか脱税とか、それからこの引き当て金についてはいろいろなごまかしができていふことを企業側も言っているし、現実に行っているし、そういうことがあるかも知れないというところ、今度は、十二月期について大蔵省のほうではおっしゃっているわけでしょう。それなら、何もないのならこういうことわれわれが心配して御質問する必要はないということになるわけですね。ところが現実には予算委員会では

いろいろなことが明るみに出されて、マスコミのほうもいろいろの調査をやつて出てくる問題は、これはやはり企業のモラルであり、そのモラルが根本になって出てきている社会性をなくした企業のあり方ということで、現実問題が出てきているわけです。そういうことになるわけです。引き当て金の問題についてもお読みになったと思うので、すけれども、負債性引当金の考え方については、将来の費用となる支出についての負債性引当金として計上することだった、しかもこれを計上しないで配当すれば違法配当になるという強い考え方が大蔵省の主税局にはなかったのか、こういうことになるのです。企業側の考え方は、「われわれ企業の側からすれば、会計原則でそういう規定を置かれて、これを強制されるならば、税法がまずそれを認めるべきであつて、税金を払つてまで引当をするというのも実情として納得できない」というふうな言い方をしておるわけです。だから会計原則の上では強制しないといつた趣旨で解釈して差しつかえない、しかし負債性引当金と特定引当金は明確に区別しなければならぬが、将来の費用のほかに、損失を含めて引き当ててよろしい、こういう新しい解釈が決定した、これは先ほどお答えになったのとやや似ているわけです。これは書いてある内容と全く一緒です。どこかで違つて答弁をしてくださう、それは違ひますという。また余裕のある企業においては、ぜひひとつ率先して有税でもって引き当て金をおとりになって、「そしてこれが経済界における会計慣行である」ということで、大蔵省主税局のほうでもこれらの引当金を税法上、損金に算入せざるを得ないという状態になることが妥当のようにならねばならぬ。こういうことなんですかね。だから経団連のほうにおいてほとんど九〇%通つていて、と思つておつておるのです。あまり経団連の言うことを聞いてしまうと理論がつぶれる面がある、しかし経団連の意見をいれないと実務上で不便になるから、こういうふうな話し合いができたんだ、こういうことの中に

書いてあるのですよ。そうすると、おつちやつてゐることと全然逆じゃありませんか。すでにいろいろな配慮の話し合いがいろいろ間にあつて、そういう経緯を経てこまできたということになるのですよ。こういうことは民事局長のほうは全然御存じないことだと思つておるのです。それじゃ、さつきから心配して申し上げておるのとおり、ばらばらになるんじゃないですか。法律はつくるんだけれども、実際のところでは法務省のほうは具体的なことについては関係ないんだというふうなお答えも先ほどあつたわけです。具体的なことについての話し合いというのは前もつてこういうふうなことが四十五年にいろいろやられてきていて、という指摘があるわけなんです。

○田中説明員 ただいまの点はそれぞれの主観的な判断をものに書いたりスピーチしたりしたということだと思つてますが、私どもとしては、決して経団連がどうだとか、九〇%主張が通つたとか、あるいは何でも引き当てれば次第に慣行化していずれば税も認めざるを得ないだろうというふうなことは、発言としては私はほとんどない発言だと考えておるわけであつて、最近の激動する経済情勢下でありまして、四十五年の環境とたゞいまとはかなり違つたところもございまして、そして衆参両院でこの点についてはいろいろ御議論もございまして、私どもはこの企業会計原則の修正案が確定するに先立つて、商法が通過したのを見直しをしてみようというのを答弁申し上げたわけであつて、いづれにいたしましても、商法という強行法規、ここでやはり「公正ナル会計慣行ヲ斟酌スベシ」という三十二条がございまして、企業会計原則もそのしんじやくする内容、対象となるわけでありまして、したがいましうたえば継続性の原則において正当な理由というのを置きますと、何が正当で何が正当でないか、違法か適法かという無用な混乱を呼び起こすという形式的な理由によりましてそれを落としたわけであつて、みだりにこれを変えてはならないということ及び重要な事項について変更が

あつたならばきつとその旨を理由を示して書く、影響額も明示しろということとはそこにきちんとして書いてございまして、さらに保守主義の原則につきましては従来は注釈的なものがなかったのを保守主義の原則のみを掲げて振り回すというふうなことはいかぬぞというふうなことも入つております。そういうふうなことで、私どもとしては、そもそもその目的が商法改正によつて監査制度を強化するというものでございまして、その目的にいささかなりとも違背することがないよう、今後とも十分注意して、先生の御指摘等も踏まえながら対処したい、かように考えております。

○沖本委員 ただ私は御質問してありますけれども、専門家じゃありませんので、私なりに一生懸命あれこれあつちへ当たりこつちへ当たりして調べたことで御質問してゐるわけですから、とんちんかんを言う場合があるかも知れません。しかしそのためにやはり素朴な考えからいろいろお聞きしてゐるという点に立つて答えていただきたき、専門的に聞いているんじゃないのだといふこととお伺ひしたいわけですが、予算委員会では結局通産省が企業側にいろいろ指導したんじゃないか、そしてそのカルテルがあつたんじゃないか、違反のことが、ほぼ近いところまで問題点が押し込まれていったわけです。そうすると、いま私が心配して申し上げてゐるのは、大蔵省のほうで企業側のほうのいろいろ立場を考へてあげて、そういう立場から先ほど言つたとおり保守主義をとつてはいかぬとかいふいろいろなことを言つたと書いてあるというけれども、大体ほどほどにしてやつておけよというふうな内容の法律じゃないか。これはあとにいろいろ結果があるわけですから、そういう観点から見ると、この法律にあまり食い違つたような結果が出るような形にならないように、じょうずにやつていかなさいよというふうにだいたいがゆるめられてきた内容でこの法律ができてゐるのじゃないか。私が一番最初に御質問の趣旨を申し上げたのは、現在の膨大になった日本経済の中で、そしてこういうふう

明らかにされた企業の内容を国民の目からいろいろ見ていくと、ほんとうの会社法人というもののあり方というものがいろいろな角度から考え直されていって、隠されてゐる部分が非常に多く、そして反国民的な内容のものになつてゐるんじゃないか。そういう中であつてこの法律がどういふふうな役割りをほんとうに果たしてくれるのだからかというところが一番心配点なんです。そうでなかつたら法律をつくる必要はないじゃないですか。ですから、現時点に合わせてみてこの法律の果たす役割りというものはどの辺まで歯どめがきくんだとか、効果があるんだとかいうことにあるわけなんです。そういう中から一番心配になるところを御質問してゐるわけなんです。

それで先ほど会計士の問題に触れましたけれども、証券取引法上における公認会計士の鑑査報告についてですけれども、もしそれが間違つた報告であつた場合に、この虚偽の証明はどういふふうな交通整理が行なわれるのですか。

○田中説明員 鑑査報告の内容の重要な事項について虚偽記載があつたという場合には、ただいま証取法の話でございまして、証取法におきまして損害を与えた関係者に賠償責任を負うというきびしい規定もございまして、そこに至らない場合、公認会計士に対して大蔵大臣による種々の懲戒処分というものがございまして。

○沖本委員 この商法改正によつて刑事責任を問われるということになります面もあるし、その会計鑑査人の責任はどの範囲内というふうなことになるのでしょうか。

○川島(一)政府委員 会計鑑査人の責任につきましては今回の特例法に規定しております。第九條でございまして、「任務を怠つたことにより会社に損害を生じたときは、その会計鑑査人は、会社に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。」それから「監査報告書に虚偽の記載をしたことにより第三者に損害を生じたときは、その会計鑑査人は、その第三者に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。」、こういうことになってお

ります。

○沖本委員 そうしますと、個人の公認会計士と、それからいわゆる連帯責任を持った監査法人という場合の責任はどういう形に変わっていくわけですか。

○川島(一)政府委員 監査法人の場合には、その監査法人がその責任を負うわけでございします。

○沖本委員 その連帯責任ということになりますと、監査法人というのは第一義責任者が全部責任を負うということになるわけですね、何人かおるわけですから。仕事をやって、そこで責任を生じた場合、責任の分担というものは主たる監査法人の分にかかってくるということになるんじゃないやありませんか。特定の人だけに限られるわけですか。

○川島(一)政府委員 監査法人が責任を負います場合は、その法人として責任を負うわけでございします。そのほかに、個人が故意または過失によって、その結果に因果関係のあるような行為を行なっているということがありますれば、その個人も同時に責任を負うということになるかと思ひます。

○沖本委員 いわゆる間違つた監査報告をして賠償責任というものが生じた場合、アメリカでは日本円にして十億円以上の損害賠償責任が課せられたものもあるわけですね。たとえて言えば、日本テレビの粉飾決算があったわけですね、そういうふうなことになるわけですね、この監査法人が責任をとって賠償責任を負わなければならないということになる、はたして個人なりその監査法人が、実際にそれを果たせるだけの担保なり何なりというものがあのかどうかということですね。一応現在の保険制度からいえることを考えると、限度一億円までということになるわけですね、一億や二億やそこらで済まない問題が出てくるということになってきます。これは当然考えられるわけですね。そうなった場合、結局被害者に対して、いわゆる交通事故があった場合に、加害者のほうは強制賠償保険に入ってお

て、少なくともある程度の賠償責任を果たすために、保険制度の中に入つてその責任を果たしていつているというようなことがありますが、こういう制度でもっと額の大きいものをもつていかないかという点について、御意見を伺ひたい。

○田中説明員 確かに現在公認会計士職業賠償責任保険という制度がございします。付保の限度もおおむね先生のおっしゃったところでございまして、かなりの者が付保している状況でございします。ただ、この限度をふやすべきかどうかという点は、これは付保する側とそれから保険をやっております銀行局の双方の話かと思ひますので、私所管が違ひますので、ちよつとお答えしかねます。

○沖本委員 どちらの所管になるわけですか。

○田中説明員 銀行局保険部だと思ひます。

○沖本委員 ではこの点については、どうせ政府側としてお越しになっているわけですから、答えられなくても、問題点は聞いて、その点についての検討は加えていただかなければならぬと思ひます。すでにこういふ点について御質問が以前にあったと思ひますけれども。

それで、結局刑事、民事の契約不履行という場合には、故意だとか過失だとかいう立場から責任を問われるということになってくるわけですね、行政上の責任について問題が起きた場合の罰則というのはどういふことになりましますか。

○田中説明員 先ほど申し上げました懲戒処分の種類は大体三つに分けることができます。一つが戒告、一つが一年以内の業務の停止、もう一つが登録の抹消、以上でございします。

○沖本委員 いまの罰則というのは、これは監査法人なり公認会計士なりに対する罰則ですね。そうすると、会社側の役員に対する責任は生じてこないわけですか。こういう人たちに對する罰則なり、同じ責任が課せられなければならないと思うのですけれども、そういうものも規定はないわけですか。そうすると、それがなかったら、会社側のほうは何をやってもいいということになるわけですね。

○川島(一)政府委員 会社側のほうに責めるべき点があつて第三者に損害をかけたという場合には、会社が損害を賠償する責任を負う場合もございします。また、その行為を行なひました取締役なりあるいは監査役が責任を負う、こういう場合も出てくるわけですね。

○田中説明員 証取法におきましても百九十七条におきまして、重要な事項について虚偽の記載を提出した者については三年以下の懲役並びに罰金という規定がございまして、その法人に對しても罰則規定がございします。

○沖本委員 その法人の罰則規定というのは、いわゆる監査役なり会計監査人が間違つた場合、それが会社側のいふ内容によるものによつた場合は同じような責任を問われるわけですか。それと、会社側の罰則規定というのは全然関係なしに罰則規定があるということになるわけですか。

○田中説明員 それぞれ別の罰則体系によりまして、ただいまの会社の場合には、提出した者及び法人そのものについても罰則規定の適用がございします。

○沖本委員 その辺にまだ問題点が残っているのじゃないかと思ひます。すなわち、いわゆる逆粉飾なり何なり、もうけ隠しなり、いろいろなことを会社側が意図してやつていく、それを監査して、それでその監査報告が間違つておるなり、監査法人がいろいろ会社側のやつたことに基因して、それで間違ひを犯した、それに対して罰則規定があるのに、今度は会社側のほうは別の罰則規定で規定されておる。同じ内容のものに對して同じ責任をとらされるということにならばうなずけな

いと思ひます。その辺いかがですか。

○田中説明員 罰則規定は各本条の罰金を科するということになっておりますから、罰金に關する限り各本条の罰金と同様な罰金が科せられるというところでございします。

○沖本委員 罰金の問題なり監査役なり公認会計士の会社側との関係というものはあとでもう少し御質問したいと思ひますけれども。

そこで、きのう、おとといの新聞で金属加工機械メーカー津上、これが総会屋に乗取られた、これで商法四百九十四条でいろいろ、嶋崎というのと会社側の常務というのが贈収賄で書類送検というふうな内容から、この問題は問題として、法務省としてはこういう内容についてどういふ御方針でいらつしやるのか。今後類似したものがあるかと思ひます。それと同時に、結局株主総会における総会屋は、新聞の社説にもいろいろ出ておりますけれども、このまま野放しにしておつたらいかぬということがいわれております。そこで、損害賠償についても、いろいろなことのでつち上げで、公認会計士がいろいろな形で総会屋に振り回されて、そして、それに対する筆証責任を公認会計士が持たなければならぬというふうな立場に追い込まれて、振り回されたいというところは考えられるわけですね。そういう点についてはどういふんですか。

○田中説明員 現行法下における証取法の公認会計士による監査は事後監査でございします。株主総会によつて確定した決算を事後に監査するというところでございしますから、總會で確定したものを自由な立場で、公正な監査意見を付するということがたてまえになつております。

○沖本委員 この辺はもう少し検討していただいで、今後問題が起きないように十分考えていただかなければ、先ほど言つたとおり何もかも全部、この法律ができてということ、公認会計士がどうあるかをどうしようということに具体的にないか、ねないかというところがあり得るわけですから、その点はもつと研究していただきたいと思ひます。

それで、先ほどの引き当て金的なものになりまされども、利益封じという点で読売の中に「大蔵省・税制・証券行政面から、減価償却変更認めない、たな卸し評価替えも」、こういうことで「国

ましたけれども、前国会での質疑は総会屋の云々についてのことが多く時間をとったような面もなないことはないわけです。しかし、心配されたものゝいはその逆に総会屋を利用している内容になっては総会屋から恐喝されているような内容になっていったらということですね。利益を隠すために総会屋を入れて形式的な総会に終わっているという質問はたくさん方からあったんです。これは前田中大臣がおすわりでございますから、よく御存じでございます。そういう点があるわけで、そういうことになると、結局国会で本会議のもとに委員会があるように、株主総会という本会議のもとに委員会を設けて、それでの株式会社の運営の健全性確保のために健全な議論なり質疑なさせるべきである、そういう規模に持っていくべきである、これはほかの学者の方もそういう議論をおっしゃっておられます。ですから、簡単な形式的な株主総会制度というものを廢して、本会議とか委員会とか、こういうふうな形で、国会が死んでしまえば、本会議が死んだり委員会が死んでしまえば国も死んでしまうことになる、くわけです。ですから、株主総会が死んでしま

ば会社自体も死んでしまふ、健全な株式会社経営というものは出来ない、こういう観点からこういうふうなきちんとした総会運営形式に持つていくべきと私、考えるわけですが、その点についていかがですか。

○川島(一)政府委員 株式会社の株主総会の運営についていろいろ問題があることは御指摘のとおりでありまして、われわれも今後十分検討してまいりたい、かように考えております。どういふふうに運営したいかという点、もう少し実情もよく研究いたしまして、その結果を見ながら考えさせていただきます、このように思っています。

○沖本委員 そこで、こういうふうな総会屋の弊害が社会に及ぼしている影響というのは重大であるということは新聞の社説でも取り上げられております。一取締役の背任行為が、商法では四百八十六条で「七年以下ノ懲役又ハ五十万円以下ノ罰金」ということになっておるのに、総会屋に関する処罰は、金を出す会社側も含めて四百九十四条で「一年以下の懲役又ハ五十万円以下ノ罰金」、こういうことしかないわけですね。これでは防げるわけはないと思うのです。ですから、これはやはり取締役の背任行為を取り締まるように、七年以下の懲役または五十万円以下の罰金にこの法律を改正すべきである、こういうふうに考えるわけですね。それで、だんだん会社の規模が大きくなっているわけですから、社会的な影響もまた大きいということがあるわけですから、この四百九十四条の法定刑を少なくとも取締役の背任罪を規定する四百八十六条の法定刑と同じものにしていただいたほうが妥当ではないか。すでに前にもこの点については審議会でもいろいろ同じような、四年という内容のものも出ておったというのを聞いておるわけですが、やはりこういうふうな一つ一つ改めていただかなければならない、こう考えるわけですが、大臣、いかがですか。

○中村国務大臣 時勢の変化に伴いまして、御説の点は全くごもっともだと考えております。

○沖本委員 大臣に伺ってもその程度しか伺えないとは承知してはいるんですけども……それから、監査役が重任している、こう考えてもいまの任期では——これは前にもいろいろ議論があったと思います。あつたけれども、あえて申し上げるのは、こういうふうな形で置いているから監査役なり何なりが会社と迎合してしまわざるを得なくなってくる、こういうことになるわけですから、監査役を少なくとも五年間は監査役としておられるようにやるべきだ。いわゆる法制審議会では四年、こういうことが出ておったわけですね。三年ですか。少なくとも五年ぐらいにしていただい

て地位が安定してくれば、当然しっかりした監査ができていくということになるわけですね。そういう点をあやふやにしておくと、どんなものを上へ乗せてみたところでできない。ですからいろいろ議論が出てくるということになってくるわけですね。

同じように、いわゆる公認会計士につきまして五億円以上の会社からすべて報酬相当額を国庫へ納めていただいて、プール制にしたい、という、会計監査人は国のほうから報酬を受けてやってく、これも前に出た意見だと思つて。そうしなければ公正は期せられないというふうなところ、これはもう間違いないと思うのです。こういうところをはずしておいてこの法律の目的を達成しようと思つても、そこはそこから抜けてしまつていくということになるわけですから、そのところをお考えになつていただきたいのですけれども、これはいろいろな点でこの前すでに議論されたところを蒸し返して申し上げておるわけですが、それだけに内容はあつたわけですね。というの、初めから申し上げたとおり、この法律が目的としたところと現在いろいろ国会で明らかになつたところとは全然趣を異にしているわけですね。そういうふうな内容を考へて、この法律が社会的な責任を果たすという観点から考へていくと、当然このことはやつてもらわなければならないというふう

に考へるわけですが、この点いかがですか。

○川島(一)政府委員 御指摘の点、われわれも十分考へさせていただきますと思つて。また、この国会でいろいろ御指摘いただきました点は、今後法制審議会の商法部会で審議される場合にもその点を御報告して参考にしていただくようにしたい、このように考へております。

○沖本委員 ここに「経理情報」ナンバー七という中の抜粋なんですけれども、「会計原則の国際的統一には前向きに」ということで国際基督教大学教授の中島省吾さんの書いた論文の中にも、日本の公認会計士が世界であまり知られていない、日本の高度な経済成長なり何なり、総生産力なり何なりというのには世界でいろいろな形で出てきて、いま世界経済の中で日本経済が云々されておるときに、日本経済の公認会計士なり何なりというものは世界であまり知られていない、というところが書かれておるわけですね。アメリカの公認会計士は日本の会社に対してちゃんと資格をとつており、アメリカの公認会計士は日本の公認会計士がアメリカで公認会計士の資格をとるとすれば州で三つぐらいしか認めていて、ところではないし、それもちゃんと向こうに従つたことでやつていかなければならないというところがあるわけですね。ところが、日本でアメリカ人がとつておる公認会計士というのは通訳つきで試験を受けて、やさしい試験で資格をとつておる。こんなアンバランスなことはないと思うのです。

これも前に話があつたと思うのですけれども、なぜこんなことを申し上げているかという、今度の国会でも日本の企業が海外進出している、それで向こうの現地企業なり何なりを使った利益の脱税なり何なりというものが非常に大きく問題にされてきたわけですね。そういう点をチェックしなければならぬのが大きな問題なんですけれども、この辺について何らかの法的なものが全然日本としてではできない、現地法人まかせ、そういうところにこれは抜け穴があるんじゃないですか。日本

の企業が現地企業とタイアップしていろいろなことをやつていく、あるいは海外に出てくる日本の企業が現地の商社といろいろな仕事をやつていく、そういうところで、具体的に各党から海外での企業の——東南アジアでは田中総理が総スカンを食うほどの大きな痛みで持たれていっているというところは、これはやはり海外に出てくる企業のこういう内容についてチェックできないというところの問題があると思うのです。この点いかがですか。

○田中説明員 お答え申し上げます。日本の現地の子会社に対する監査はどうなつておるか、外国では容易に公認会計士の資格を得させないから、それが障害になつていないかというお話でございますが、ただいまの資格は、たとえば外国で、アメリカで申しますればSECに届け出をする場合、その監査証明という法律行為はアメリカの資格のある公認会計士でなければならぬという意味の資格でございますので、これらの会計士が行きまして、そういう意味ではなくて、事実行為としてそこに行きまして帳簿も見る、しかしそれは日本の証取法の効力発生にかかわるという意味においては、法律問題は日本で発生したというので、そのような事実行為が完全に排除されているわけではないと考えます。

ちなみに、現在の証取法におきまして商社等の海外子会社、これはどうなつておるかとお申しますと、重要な関連会社につきましては添付書類を付するということになっておまして、どのような添付書類を付するかは省令で定めております。したがつて、本社と子会社との関係は、本社の帳簿を見てそこでわかりますが、子会社が外国において非居住者といういろいろな取引をしているという関係はその添付書類によつて大体の状況を把握する、投資家の判断資料に供するというようなたてまえになっております。

○沖本委員 日本公認会計士協会というものが、これへの参加によつて、海外八カ国の会計団体に直接に責任を負うことになっておるけれども、同

○田中説明員 ただいまの点は、昭和二十四年に公認会計士制度ができましたときには、まだできたものもあり、従来そういった業務に習熟した外国人を日本で公認会計士業務をやらせるほうが日本の公認会計士制度の円滑な発展上けっこうではないかということでこれができたわけでございますが、最近では、四十六年以降このような特別な試験とかいうものは行なっておりません。そして現在登録されている外国人公認会計士の数は三十一人ございます。

○沖本委員 最後のお答えは納得できないこととないのだけれども、私が申し上げているのは、前の国会で公認会計士会から来られた方が参考人として御意見を述べていることなんです。それを私がもう一ぺん申し上げているだけなんです。ただ、私は上つただけかすつて調べたのですから

すでは日本の企業はアメリカの土地の中に入つて、大きな名前でもいい、キッコーマンなり何なりといふところがすでにそれなりの企業で向こうに大きな地盤を築いていつておる。海外の大きな企業が日本の中に地盤を築くと同じようなものがすでに海外のいろいろなところで、ただに発展遂上国に限らず先進国の中にも入り込んでいつてゐる。そういうふうな事態の中にあつてそういう問題がおおざりにされておるといふこと自体がやはり問題だといふことになるわけです。

それで、いろいろな点で子会社についても親会社の方から添付書類としてつけられるからという御答弁がありますけれども、そういうふうな大蔵省のほうの側がおっしゃるようなきちっとした面があるのなら、予算委員会で海外の企業のいろいろな隠し方を暴露するはずはないですよ。そういうことになると思うのです。そこにいろいろな抜け穴があるから、その抜け穴をつかんで暴露しているんじゃないか。それで、これが問題ですよ。ということと各党が言っているわけですよ。それで、いままでのお答えを一貫して伺っていると、いやあ、心配ないんだ、これで十分だという言い方、何も問題点はありません、十分検討もしておりますし、問題点については歯どめがほとんど行き届いておりますというふうなお答えがどんどん返ってくるわけですけども。

では、われわれが心配するところはないのか、といったら、あるから、こういうふうな嚴重にやるとか、法務省のほうもいろいろ談話を発表して、今後はこの商法をさらに検討するということをおっしゃっているわけです。そのさらに検討する、というの、この商法が通ってからまだ検討する、ということになるわけです。この段階だけではな

それで、先ほど大蔵省からの御答弁でも、商法が通過したあとでさらにまた検討しますという御答弁もあったわけですね。ということとは、この法律は完全なものじゃないということなのです。初めは評価されたほどの内容ではない、あるいは初め目的とした商法の目的とは反するような大きな問題があつたらばい出てきて、そして、この商法の現在の一部改正ではどうしても目的を達成するような内容ではないということになるのじゃないか、こう思います。すでに先ほどちらつと申し上げた

で、「これはひとつには現在の商法の「株式会社制」にも問題がある」とみて、今国会終了後、同程度の抜本改正に取り組むことになった。具体的には法制審議会（法相の諮問機関）の商法部会を中心に検討されるが、改正の方向としては①大会社、小規模会社が別個の制度を適用する②大会社に關しては、株主総会、取締役会、監査役の権限の配分と構成を再検討し、取締役会の行き過ぎを抑制する機能を強める③小規模企業の業務運営の簡素合理化を図る——などが検討されるものとみられる。現在の株式会社制度は株主総会、取締役会、監査役の三本柱から成り立っている。これは、国の「三権分立」に相当し、株主総会が国会、取締役会が内閣、監査役が裁判所の機能を果たす。ところが実際には取締役会が金と人事権をにぎり、強大な力を行使している。株主にとつては企業の社会的責任より、利益をあげる方が当面の関心事であることが多く、どうしても取締役会に對するチェック機能が弱くなる。こうずつと述べていらつしやるわけです。「悪徳商法に走るやうになり、しかも企業力は強大だから、一般庶民が大きな迷惑をこうむることになる。法務省は、問題企業の生まれる背景を、このように分析しておつしやっているわけです。これは大臣がおつしやったのかどなたがおつしやったかわかりませ

けれども、いままでいろいろ問題にして、いろいろ申し上げた中のことが、かいつままれてざっとこう出ているわけです。これはここでお読みしましたように、現在の商法、同制度の抜本改正は国会終了後ということになります。今国会終了後というのは、いずれにいたしましても、現在の現に持たれておる法律が、どっちになるかわかりませんけれども、一応通過したというこの後においてということがいえているわけです。ここでおっしゃっていることは不備だとおっしゃっているわけです。問題だとおっしゃっているのです。この現在の商法一部改正は、大臣、そうなりませんが。新聞でなっているのですから、問題点を法務省みずからおあげになっているわけです。まあ、大蔵省のほうは、ずっとお聞きしている、心配ないんだ、心配ないんだ、問題ないんだ、こう言っているけれども、中ではもうちよいちよい問題になるところをおっしゃっているわけです。こういうことになるわけです。で、問題ないならこれは必要ないじゃないかということもいえるわけです。ですから、こういう点——もう時間が来ましたが、限度がありませんし、まだ勉強が足りませんので、皆さんに筋の通った御質問ができなかったかも知れませんが、意図しているのは何度も申し上げているとおりなのです。そういう角度から、これはほんとうにこういうことを端緒にして、商法の一部改正というのは法務省から出た法律だからわれわれは付属的なものだ、こういうふうにお考えにならないで、真剣にお考えになってやっていただかないと、これは国家に対する大きな不信になっていま返ってきつ々あるわけです。ですから、こういうことを契機にして、ほんとうに内容的なものはやっていただかなければならぬと思います。今後の分科会なり何なりで、これからの委員会を通じて、現在の物価高なり企業れども、こういう機会に、ほんとうに現在の企業れども、こういうものに對して、角度を変え、ほんとうに真剣に真正面から取組んで、国民のため

の法律にしていきたい、こういうふうに考えるわけですが、新聞の御発表ともあわせて、大臣の御見解を伺いたいと思います。

○中村国務大臣 今回の改正は、御承知のとおり赤字の粉飾決算だの、黒字の粉飾決算だの、そういうようなことのないように企業の健全化をはかることが目的の改正でございますが、なお大きく考えますと、最近の社会情勢などから見て、これはどうしてもいろいろ検討すべき点があるように思われます。ただ、これはやはり、法務省として商法のあらゆる点を検討してまいりますのは、法制審議会という、学識経験者の専門家の人たちに十分議論を練っていただく必要があります。私ども個人の感懐からいいますと、どうしても現在の社会情勢からいえば、大会社、中会社、小会社ぐらいにやはり組織を分けていかないと、大会社も小会社もみんな一緒の法律でやっていると、この法律から、そこに若干の無理があると思うのです。それともう一つは、先ほど来いろいろ御議論がありました点、私もまことにごもっともだと思っておりますが、監査役や監査のやり方、そういうようなものを、会社から俸給をもらってはほんとうの監査はできないじゃないか、こういうお説がありました。さりとて、企業でありますから、企業の監査について国やほかからその経費を出す方法もございません。ですから、できればやはり、大会社のような会社については監査役の報酬は年額幾ら、あるいは監査費用は幾らというように、要するに株式会社における国会に該当するような株主総会で、いまの重役報酬年額幾らというのと同じように、監査役の報酬は幾ら、監査費用として該当する金額は大体これ以内とかいうような制度ができてやれば、やや独立した監査なり監査役の職務遂行なりができていくのではないかと、こういう感じがいたしますが、これらのことはすべて、これは私どもの個人的感懐でございます。これをほんとうに立法化して制度化していくとするのは、やはり専門家の集まりである法制審議会の商

法部会で十分に検討してもらって、その上でないとなかなか右とも左とも結論が出にくいもののように思いますが、ただ、いづれにいたしましても、世の中の変化が旧来の社会情勢とは非常にデンプで変わってきておりますから、これをいかにさばっていくかということは、これはやはり国民全体が、皆さんお互いにあらゆる角度から検討していく必要があるかと、かように考えております。

○沖本委員 まあ、その点につきましては早急に検討を加えていただきたいと思えます。

それから大蔵省のほうは、課長さんや審議官の皆さんに責任あるお答えをしてくれと望むほうが無理だと思えますけれども、具体的なこまかいことは皆さんのほうがよく御存じのはずなんです。そういうことですから、ただ違った常任委員会のほうに出ていって答弁したということにしないで、ここで飛び出してきたのも租税特別措置法という内容がいろいろからんできているといふことも事実なんです。野党が一番問題にしているのもそこら辺にあるわけですね。それをもっと明朗にしていってやってくれなければならぬといふことになるわけですから、実務に当たられる皆さん方が真剣にお考えになっていただいて、この法の運用なり何なりを効果あるようにもしていただかなければなりませんし、あるいは局長なり大臣がいろいろお考えになる土台も皆さんがおつくりになるわけですから、皆さん方のほうで根っこはきまるわけです。ですからその点は十分お考えになっていただいて、現在の社会情勢なり何なり合ったように、国民が心配している心配を除くような方向に向かって今後やっていただきたいと思えます。

以上で質問を終わります。

○小平委員長 次回は、明六日水曜日午前十時理事會、午前十時十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時十一分散会